日本・シンガポール新時代経済連携協定

<u>第1章</u>

第1章 概観

地域経済統合の拡大傾向

- 1.地域経済統合は、とりわけ過去10年間、世界の経済情勢の支配的な特徴になってきた。最近では、地域経済統合は、その対象範囲を国境措置から国内の規制や措置を含むように拡大し、幅の広いものになりつつある。そのような統合のための協定は、今日、その性質を相当に多様化させ、その中には自由貿易協定(FTA)、関税同盟、共同市場及び経済同盟が含まれる。200以上のそのような協定が関税及び貿易に関する一般協定(GATT)又は世界貿易機関(WTO)に通報されている¹。現在130を超える協定が効力を有している²。殆どのWTO加盟国は、少なくともいずれか一つの協定の当事国となっている。
- 2.特に、ヨーロッパやアメリカ大陸における自由貿易協定の拡大傾向は、目を見張るものがある。欧州連合(EU)は、中東欧、カリブ海諸国及びアフリカとの間で自由貿易協定の網を着実に拡大してきている。またEUは、メキシコ、チリ及びメルコスール経済圏といったラテンアメリカ諸国との間でも大西洋を越える自由貿易協定を進めてきている³。北米自由貿易協定(NAFTA)の当事国は、2005年までに34カ国による米州自由貿易圏(FTAA)に関する合意を達成しようとして、ラテンアメリカ諸国と協議している。他方、ラテンアメリカ諸国の方では、独自に多くの自由貿易協定を形成しつつある。類似の傾向は中東欧、中東及びアフリカにおいても顕著である。
- 3.こうした地域経済統合の拡大傾向の結果、1988年から1992年までの期間に全世界貿易の40%だった特恵貿易は、1993年から1997年までの期間には42%に増大した⁴。後者の期間においては、特恵貿易で最も高い比率を示したのはEU加盟15か国であったが、特恵貿易のシェアの拡大で最も高い伸びを示したのはNAFTAやメルコスールなどのアメリカ大陸の貿易協定であった(上記の2の期間において19%から27%へ上昇)。
- 4.地域経済統合創設の動機には様々なものがある。そのような協定を戦略的

⁴ WTO (1998)、「Preferential and Non-preferential Trade Flows in the World (世界における特恵 貿易および非特恵貿易の流れ)」、staff paper (事務局内部資料)、9月

³アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ及びウルグアイ

な同盟関係と捉えている国もあれば、重要な市場へのより安定的で有利なアクセスを確保するための梃子であると考えている国もある。そうした協定の中には、政策の改革を推進する上で役だったものが散見される。

自由貿易協定:多角的自由化を補完するもの

- 5. 日本及びシンガポールは、多角的貿易体制に重点を置く。ルールに基づき運営されるWTOは、全ての国に対して公正で予見可能な世界貿易環境を提供することのできるひとつの主要な機関である。日本及びシンガポールは、1999年12月のシアトルでのWTO閣僚会議で決着し得なかった諸問題を解決し、新ラウンドに向けた地ならしをするための現行の努力に積極的な役割を果たしている。
- 6. しかし、同時に、世界貿易の自由化に向けた多角的貿易体制の努力を補完する多様な方策を検討することは必要なことである。過去において、自由貿易協定は経済ブロックへの先駆であり、よってGATT/WTOに対する障害であるとみなされていた。これらの見方は現在変貌を遂げつつある。グローバル化は市場を一層連結し、相互に依存するものにしてきたために、もはやいずれの自由貿易協定も内向きなものになるわけにはいかない。また、WTOと整合的である自由貿易協定は、世界の貿易自由化に対して前向きな推進効果を与え得るとの認識が高まっている。したがって自由貿易協定は、現在、多角的貿易体制を補完する国際貿易政策の重要な手段であるとみなされている。特に以下の点が注目される。
 - a. 自由貿易協定は多国間協定よりも締結が容易であることから、多国間主義の土台となる積み木としての役割を果たす。また、世界的な貿易自由化への勢いを維持する一助ともなり得る。自由貿易協定は、WTOへの約束を更に前進させたい国々に対して、そうすることを可能にする。またこのことは「追いつきたい」という強い意欲をWTOに与えることになろう。
 - b. 自由貿易協定は、経済活動に関する新しく革新的なモデルとなる ルールを創る実験台になり得る。その後それらのルールは、グロ ーバルなルールに応用され得よう。したがって、自由貿易協定は、 WTO協定を進化させるための前向きな補完的圧力となり得る。

c. 自由貿易協定は、少数国の間で、当事国にとって苦痛のない 速力で構築されることから、多国間レベルにおけるより大き な国境を越えた関係作りに向けて、国内社会に心の準備をさ せる上で効果的な手段となる。自由貿易協定は、自由化に対 する激しい反動を招くことなく、貿易自由化の利益を実証す る効果をもつ。

総じて言えば、自由貿易協定がWTOに整合的であり、実質的に全ての 貿易を対象とし、サービスについて相当な分野を対象とするのであれ ば、自由貿易協定は保護主義に向かうのではなく、競争的自由化をもた らすであろう。

「新時代」の自由貿易協定に向けて

7. 地域経済統合に向けた拡大傾向の他に、グローバル化と技術進歩という2つの主要な原動力が、世界の政治・経済・社会を変革させている。

グローバル化

- 8. 我々は、貿易、投資、資本、人及び情報の流れを通じて、ますます統合されつつある世界に住んでいる。
 - a. 世界貿易の拡大は世界の生産の拡大を上回っている。1950年から 2000年までの間に世界のGDPは実質で6倍以上になったが、世 界貿易は約20倍も拡大した。1999年の世界貿易は世界のGDP(3 1兆米ドル)の18%に相当したが、この数字は1965年には9%で あった⁵。
 - b. 資本の流れも、また急増してきている。国際間の金融資本の動き (株式、債券、通貨及び外国金融商品の取引)は加速してきてい る。1985年以来、世界の対外直接投資の増加率は国内総固定資本 形成の増加率を上回っている。外国為替市場の1日当たりの取引 高は、1988年4月の5,900億米ドルから1999年4月の1兆5,000億 米ドルへと急上昇している。。

-

⁵ 出所:GATT、WTO及びIMF

⁶ 出所:国際決済銀行

- c. 国際線の国際定期航空旅客総数は、1988年から1998年にかけて年 平均4.4%で増加した。1998年における輸送人キロは、2兆6,000 億キロメートルを記録した⁷。
- d. インターネットの伸び率は、衝撃的である。1996年においてイン ターネットにアクセスした人の数は約4,500万人であったが、2000 年6月には推定値で3億3,200万人にも達した8。

技術進歩

9. 技術進歩、特に情報通信技術(ICT)の急速な進歩は、生産形態及び消費行動を加速的に変化させている。ICT、とりわけインターネットは、今日、事業活動の推進役であり、貿易の障害となる物理的距離を捨象することにより、国境のない世界経済に向けて大きく寄与している。技術進歩により、情報へのアクセスや資本・人材の移動もまた、相当に伸長してきた。

「新時代」の自由貿易協定

10. 以上の主要な原動力は、競争力を有し、資本や人材に対し魅力的であり続けるため、諸社会がその経済システムを再構築し、改良するよう、ますます強い圧力をかけている。世界を席捲している大きな変化のために、各国政府は規制改革を続けなければならなくなるだろう。社会は、変化を受け入れる用意ができていなければならず、創造し、革新し、危険に朝鮮する意識を早急に身に付ける必要がある。企業もまた、ますます外に向かって進んでいくようにならなければならず、(国内的にではなく)、国際的な競争力を高めていかなければならない。

11. 以上のようなグローバル化と技術進歩の潮流は、諸経済主体の間に一層強い経済的連携を作り出す必要性を様々な形で示している。相互に市場アクセスを高めあうことにより、大きな協力と機会を引き出すことができる。それはまた、我々の企業のためにより大きく、かつ障壁のない市場を作り出すことを可能とする。自由化がもたらす競争圧力はまた、我々の社会により迅速な変化を強制し、そのことにより我々は、挑戦すべきことの多き将来において繁栄を享受するために必要となる諸能力をより早く身につけるとができるようになる。

11

⁷ 出所:国際民間航空機関、プレス・リリース、2000年6月22日

⁸ 出所: NUAインターネット調査 (http://www.nua.ie)

- 12. 経済統合の利益を最大化するために、こうした「新時代」には、グローバル化や技術進歩がもたらす新しい挑戦を乗り越える努力をする必要がある。物品及びサービスの貿易の促進に加え、人、資本及び情報が円滑に国境を越えて流れるよう作業しなければならない。我々は、統合された市場において革新と競争を喚起するために、積極的措置を実施しなければならない。「新時代」の自由貿易協定はまた、創造性のある実験と継続的な見直し、改善のための方式を含むものでなければならない。
- 13. 以上のような背景の下で、共同検討会合は日本・シンガポール両国間におけるそのような経済的連携を進めることのできる分野とその利益を探求するため、会合を重ねた。提案する二国間協定が伝統的な自由貿易協定の対象範囲を超えているものであることに留意して、共同検討会合は、その協定を日本とシンガポールの新時代の連携のための経済協定(以下「日本・シンガポール新時代経済連携協定」という。)と称することにした。共同検討会合は、この協定が「新時代」の地域経済統合の枠組みの手本を示すことになるよう希望する。
- 14. 以下の章において、共同検討会合の検討結果を詳述する。

日本・シンガポール新時代経済連携協定

<u>第2章</u>

第2章 経済連携

. 自由化と円滑化

関税

- 1.関税は、輸入に対する税として機能し、内外企業の競争条件を歪曲するとともに、その資源配分に対する歪曲効果ゆえに、消費者厚生に悪影響を与え、更に法外な水準の場合には外国からの輸入を完全に遮断する可能性がある、と多くの分析者は信じている。しかしながら、多くの国において、関税は減少こそしているものの依然として政府歳入の原資であり、対外的競争から国内産業を保護するために賦課されている。関税撤廃はあらゆる自由貿易協定の基本的な一構成要素であり、貿易拡大に寄与する可能性がある。
- 2. ウルグアイ・ラウンド(UR)において、日本は100%近くの関税について、3.7%の貿易加重平均税率で譲許した。一方、シンガポールは約70%の関税について、大部分0から10%の税率で譲許した。

表1:分野別の譲許税率構造1

分野	総輸入量に占める譲許品目		貿易加重平均譲許税率	
	の割合 (%)		(%)	
	日本	シンガポール	日本	シンガポール
農産品	99.9	100.0	16.9	9.0
水産品	98.0	99.7	3.9	9.9
石油	0.4	0.0	4.4	-
木材、パルプ、紙及び家具	62.5	99.2	1.1	3.0
繊維及び衣類	100.0	77.6	7.2	9.8
皮革、ゴム及び履物	100.0	57.2	8.3	10.0
金属	100.0	74.3	0.5	4.6
化学品及び写真用品	100.0	99.8	1.9	5.7
輸送機器	100.0	4.5	0.0	8.4
非電気機器	100.0	78.7	0.0	4.9
電気機器	100.0	87.1	0.1	9.2
鉱物製品、貴石及び貴金属	100.0	26.0	0.2	9.5
その他特掲されていない製造物	100.0	66.0	0.6	6.9
物				

⁻

¹J.Michael Finger, Merlinda D. Ingco, Ulrich Reincke共著、「The Uruguay Round-Statistics on Tariff Concessions Given and Received」、1 9 9 6 年World Bank

- 3.したがって、提案されている日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で、更なる関税自由化の余地がある。この点に関し共同検討会合は、日本及びシンガポールは、特定品目のセンシティビティを考慮に入れつつ、段階的に関税を撤廃し譲許対象の範囲を広げることにより、URでの関税に係る約束を超えることができるという点で合意した。
- 4. 更に共同検討会合は、将来の交渉に向け、以下の点について合意した。
 - a. 交渉においては、GATT第24条8(b)の「実質上のすべての貿易」 に関する基準に整合的である必要があることを考慮すること。
 - b. 交渉においては、特定分野の品目のセンシティビティに対しては、特別に例外としたり、又は自由化移行期間をより長くしたりすること等により、対処すること。
 - c.両国の税率譲許は、ポジティブリスト方式によりそれぞれの譲許表に記載すること。
 - d. 関税引下げ・撤廃は、ほとんどの産品については即時に自由化し、その他の産品については10年間以内に自由化するとの段階的方法により実施すること。
 - e.両国は、可能な限り、交渉期間中にはいかなる輸入品に対しても新たな 障壁を導入しないよう努めること。
- 5.共同検討会合は、関税撤廃のペースの加速及び可能な場合には対象品目の 拡大を目的とする関税譲許の再検討に関する規定を、提案されている日本・ シンガポール新時代経済連携協定の中に設けることも可能であるという点で 合意した。
- 6.共同検討会合は、シンガポールに対しては、共通実効特恵関税協定 A S E A N 自由貿易協定 (C E P T A F T A) を可能な限り早期に実施するため A S E A N において積極的な役割を果たすこと、また日本に対しては、この点に関してシンガポールを積極的かつ効果的に支援することを要請した。
- 7.共同検討会合は、農林水産物が1999年の日本・シンガポール間の二国間貿易全体のわずか1.7%を占めているにすぎない事実に特に留意した²。1999年に

-

² 統計出典:大蔵省

²注:農林水産物の範囲の定義は以下の通り

おいて、日本のシンガポールからの農産物輸入は、日本の農産物の輸入全体のわずか0.5%を構成しているにすぎない。また、1999年において、シンガポールの日本からの農産物輸入は、シンガポールの日本からの輸入全体のわずか0.5%であり、またシンガポールの農産物輸入全体の2.0%を構成しているだけである。

- 8.共同検討会合は、経済的価値という観点から見れば、農業分野は1999年におけるシンガポールのGDPの0.1%、輸出全体の約2.0%(うち大部分は再輸出)の貢献をしていることに留意した。シンガポールのGDP及び総輸出に占める農業のシェアは、耕作に適した土地が減少していることからして、増加することはないであろう。シンガポールの物品の約90%は輸入されたものである。シンガポールの農業分野は主に、国内消費向けの卵、魚及び野菜の生産を行っている。
- 9.共同の検討作業の間に、農林水産分野に関する懸念が日本側から表明された。日本側から、日本・シンガポール新時代経済連携協定の枠組みの下で農林水産分野の更なる関税削減の用意がないとの言及があった。シンガポール側の参加者は、これらの分野の中の品目をめぐるセンシティビティについて、理解を表明した。この観点から、共同検討会合は、今後行われうる日本・シンガポール新時代経済連携協定に関する交渉において、GATT24条8(b)との整合性を確保する一方、上記問題に適切な考慮が払われるべきであることに合意した。共同検討会合は、この件については今後行われうる交渉の中で、双方を満足させる解決策があることを期待した。

原産地規則(ROO)

10.原産地規則(ROO)は、ある産品がどこで作られたかを決定するために

(a) 農産品:水産物を除くHS1~24類に分類される品目及びWTO農業協定、附属書1のパラ1(ii)に掲載されているもの。

(b) 林産物: HS44類と46類に掲載されているもの。

(c)水産物: HS1~24類に掲載されているもので、上記の農産物を除くもの。

3統計出典:シンガポール貿易開発庁

注:農産物の範囲の定義は、HS3類を除くHS1~24類に掲載されているもの

使用される基準である。原産地規則は、二つのカテゴリーに大別される。一つは、特恵に関する規則であり、もう一つは、非特恵に関する規則である。シンガポールは、輸入品に対して非特恵原産地規則を適用していない。しかしながら同国は、付加価値基準に基づくASEAN自由貿易地域(AFTA)の下での特恵原産地規則を適用している。一方、日本は、非特恵原産地規則及び一般特恵制度(GSP)のスキームの下での特恵原産地規則を有しているが、両原産地規則ともに一義的には関税分類変更基準(CTC)に基づくものである。

11. 一義的に日本及びシンガポール原産の物品のみが関税自由化の恩恵を受けられるよう、共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定において原産地規則を策定する必要があることに合意した。それらの規則は第三国からの物品の迂回を防止するものでなければならない。

12.しかしながら、同時に、そのような原産地規則は貿易を阻害するものであってはならず、円滑にするものでなければならない。したがって、その規則は、明瞭かつ予見可能で、利用及び運用が容易なものでなければならない。その規則はまた、日本及びシンガポールの企業の運営形態を考慮したものでなければならない。一般に、これら企業は、この地域に広がる複雑な供給チェーンネットワークにしっかりと組み込まれている。策定されるべき原産地規則は、これらの企業が日本・シンガポール新時代経済連携協定から恩恵を受けることができなくなるほど厳格なものにすべきではない。

原産地付与基準

13.共同検討会合はいくつかの選択肢について検討した。

(a)WTO原産地規則

14.1995年以来、WTO原産地規則委員会(CRO)は、品目ごとに「最後の実質的な変更」を明確に定義する基準を作成するため作業を行ってきている。この基準によれば、そうした加工が行われた国が原産地と認定される。日本・シンガポール新時代経済連携協定がこの規則を援用するメリットは、重複の回避である。非特恵ベースで、相手国ごとに異なる原産地規則を適用しなければならない現状とは異なり、生産者は究極的にはこの多国間の原産地規則に従いさえずればよいことになる。

15. しかしながら、CROは未だ、原産地を認定するための多国間の規則を完

成させるには至っていない。ただ種々の品目について、合意しただけである(い わゆる「バスケット1」決定)⁴。こうした事情は、個々の品目毎に注意深い定 義を置かなければならない上に、135か国の関心を反映させなければならない ことが特に大きな理由となって、CROの作業が著しく複雑で時間のかかるも のになっていることに起因する。

(b) 関税分類変更基準

16.一般的な関税分類変更基準(CTC)においては、ある製品がその製造に 使用された個々の材料の属する(HS品目表の)項とは異なる項に該当する場 合には、当該製品は十分な製造又は加工を経たものと見なされる。このように、 この方法は原産地を決定する条件を正確かつ客観的に定めることを可能とし、 規則の予見可能性を保証するものである。製造者にとっては、証拠の提出を求 められた場合でも、当該物品が実際に条件を満たしていることを証明するデー タを提出することは、通常困難ではない。

17.CTCルールを用いる場合には、二つの事項、即ち(a)産品を日本又は シンガポールの原産のものと認定するための一般原則、及び(b)例外リスト の作成、について交渉する必要がある。(WTOにおいて進行中の作業に見ら れるように、例外リストの作成はしばしば困難である。更に、そのリストは技 術の進展や経済状況に則して定期的に更新されなければならない。製造者が不 注意により誤って分類することのないよう、製造又は原産地認定のプロセスに ついての規定の書き方は過度に複雑であってはならない。)

(c) 付加価値基準

18.付加価値基準の方は、相対的にはさほど複雑な交渉を必要としない。この 方法においては、物品に付加された価値に照らして、その当該国で行われた製 造又は加工の程度を決定する。原材料費、労働費、間接経費などの生産費用は 商業上の記録又は書類があれば証明できることから、運用が容易である。また、 付加価値基準においては、未組立ての物品やその部品と同じHS番号に分類さ れている物品(すなわち、個々の品目ごとに定められた要件を満たしていない 物品)であっても、日本又はシンガポール、あるいはその双方に帰属する十分 な付加価値を有していれば、当該物品は特恵の適用を受ける資格を得ることが できる。

⁴WTO原産地規則委員会における「調和作業計画」は、原産地規則協定で予定されていたよう に開始後3年以内に完了することとされていた。

19. しかしながら、この方法は為替変動や投入材の価格変動のために予見可能性に欠ける等の問題を有することが指摘されている。グローバル化に伴い、生産者は部品や材料の調達先を多角化してきている。すなわち、物品の生産に使用される部品や材料の原産地がその時々により異なることとなる。したがって、同一の生産者の同じ産品の間でも、その原産地を正確に決定することは困難となる。

20. 共同検討会合は、原産地規則は日本・シンガポール新時代経済連携協定に係る将来の交渉課題となるとの点で合意した。上記の諸問題を考慮して、共同検討会合は、品目ごとに日本・シンガポール新時代経済連携協定のための独自の原産地規則を策定することが望ましいと判断した。この原産地規則は、適切な場合には、WTO原産地規則を基に策定されるだろう。日本及びシンガポールは、「バスケット1」決定のカテゴリーに属する品目に係る個別の規則を策定することから、作業を開始することができよう。この作業には、CROの調和作業計画(HWP)の結果を日本・シンガポール新時代経済連携協定に取り入れることが適切であるか否かを検証することが含まれる。また、調和作業計画の将来の進展も考慮に入れるべきであろう。

運用

21.共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の原産地規則を実施する際の運用手続を策定する必要性についても合意した。詳細については、将来行われる交渉の過程において検討されなければならない。

(a)証明書·

22.迂回を防止するために、原産地証明書の発給に係る手続きを含む原産地証明手続を策定する必要がある⁵。また、確認、積替え、協力及び疑義が生じた場

⁵ 現在、特恵適用を要請するシンガポールの製造業者は、厳格な認証を受けなければならない。 第1段階 審査機関(貿易開発庁)は、実施された加工が特恵原産地規則に規定された条件に おいて基準を満たしているか否かを確認するために、当該加工を行った工場を訪問する。 第2段階 製造業者は当該製品が特恵協定において取り決められた現地調達率を達成している ことを証明する費用計算書を提出しなければならない。その場合に限り、当該製品にシンガポール原産の地位が付与される。

合の紛争処理に係る手続きも策定されるべきである。

(b)見直しの仕組み

23. 共同検討会合は、定期的に原産地規則を更新するため、日本・シンガポール新時代経済連携協定の中に見直しの仕組みを設けることを支持した。これにより、HS改正のみならず、将来の技術的・経済的進展が日本・シンガポール新時代経済連携協定の原産地規則に反映されることになる。

(c)事前教示

24. 貿易の円滑化の目的のため、及び原産地規則の透明性・予見可能性の確保のため、日本・シンガポール新時代経済連携協定は企業が事前教示を申請し、確保することを認めるべきである。

税関手続及びその他の貿易関連手続

25. 共同検討会合は、日本とシンガポールとの間の二国間貿易を促進する上で、一貫性があり、透明で、説明のできる、かつ簡素化された税関手続の重要性を認識し、両国政府に対し、通関及び関連手続の簡素化を実現することを優先課題とするよう要請した。共同検討会合はまた、日本・シンガポール新時代経済連携協定において以下の措置を採ることを提起した。

危機管理(リスクマネージメント)

26.シンガポール関税消費税庁(CED)及び日本国関税局(JCTB)の双方は、物品の通関に関してレッド・アンド・グリーン・レーン手法を実施している。

a.シンガポールに入る物品に対して、CEDは物品の通関のために2種類のレーン、すなわちグリーン・レーン及びレッド・レーンを設けている。グリーン・レーンを通る物品は、物理的検査も書類審査も何ら

第3段階 貿易開発庁は、特恵原産地規則においてシンガポール原産として承認される産品に原産地証明を発行する。当該証明書は、特恵適用を申請する製品とともに提示しなければならない。

受けることなく引き取ることができる。レッド・レーンを通る物品は、 書類審査及び/又は物理的検査の対象になる。

- b.日本に入る物品に対して、JCTBは、物品を3つの区分、すなわち区分1、2及び3に分類する。区分1の物品は、物理的検査や書類審査を受けることなく通関される。区分2においては、書類審査が行われ、必要な場合や書類審査の結果に基づいて、物理的検査も行われる。区分3においては、物理的検査の必要がないことの合理的な理由がない限り、物理的検査が行われる。
- 27. 上記の選別手法にとって鍵となるのは、物品のリスクを認識することである。現在 C E Dも J C T B もともに、税関申告時に輸入者によって提出された 貿易情報と貨物の種類とに基づくリスクマネージメントアプローチを採用している。
 - a.シンガポールでは、物品は、二つのグループ、すなわちハイ・リスク物品とロー・リスク物品とに大別される。ロー・リスク物品はグリーン・レーンを通る。ハイ・リスク貨物はレッド・レーンを通る。リスクを測定する際、CEDは以下のような定性的及び定量的特性を考慮している。
 - . 物品の性質(すなわち、商品の種類、申告価額)
 - . 輸入者の遵法記録
 - . 情報
 - b.日本では、JCTBは上記と同様の基準で物品を3つの区分、すなわ ち区分1、2及び3に分類している。
- 28. しかしながら、日本とシンガポールとは、物品の引取りの促進に関して異なるアプローチを採用している。
 - a.シンガポールでは、貨物はシングル・ウインドー手続により引き取られる。この場合、関税及び物品・サービス税(GST)は電子的に支払われ、その他の政府機関の必要な手続きは同時に完了する。
 - b.日本では、税関手続の電算化に加え、「簡易申告制度」が2001年3月

から実施される予定である。同手続においては、税関に承認された者による輸入に対しては、関税支払に係る物理的検査及び/又は書類審査は原則として必要とされない。これは、承認時と通関後の双方における輸入者の遵法記録を確認すること等の方法により可能となっている。

29. 共同検討会合は、ロー・リスク物品の通関を更に円滑にし、貨物通関の予見可能性を向上させるため、両国税関当局が、通関におけるリスクマネージメント技法に関する最善の慣行(ベスト・プラクティス)に関して情報交換を行うべきであるとの点で合意した。

30.共同検討会合はまた、両国税関当局が、他のASEAN諸国へのリスクマネージメントの適用及び同諸国のリスクマネージメントの改善を促していくべきであるとの点で合意した。これにより、ASEAN諸国内のリスクマネージメントの質が向上することになり、日本及びシンガポールの産品のASEAN諸国への通関の予見可能性が合理的な水準に保たれ、これら産品のASEAN諸国への輸入が円滑になるであろう。共同検討会合は、また、ASEAN諸国が共通関税品目表を採用すれば、リスクマネージメントに係るイニシアティブを補完することになるとの点で合意した。共同検討会合は、ASEAN域内でのリスクマネージメント技法の採用及び共通関税品目表の実施を、ASEAN税関専門家会合(ECCM)の下で、セミナー及び研修により促進していくことに合意した。日本のリスクマネージメント及びHSの専門家は、日本の技術協力プログラムの下で開催されるセミナー及び研修の講師として招聘されよう。

知的所有権(IPR)保護

31.共同検討会合は、知的所有権保護の重要性の高まりを認識し、各々の国内 法及びWTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定) に従い、知的所有権侵害の疑義のため引取りが差止められている貨物に関する 統計情報を両国税関当局間が交換し得ることに合意した。

<u>通関手続及び取締技法に関す</u>る最善の慣行(ベスト・プラクティス)の交換

-

⁶第1回日ASEAN関税局長会議(1999年7月14日開催)において、ASEAN/ECC Mメンバーが技術協力分野発展のため、ECCMにおいて日本のカウンターパートと定期的に協議を行うことが合意された。

32. 共同検討会合はまた、各々の国内法に従い、通関手続及び取締技法に係るベスト・プラクティスに関する情報を交換することを通じて、両国税関当局間の協力は更に強化されるであろうことに合意した。

ペーパーレス貿易

33.特にICT分野における最新技術の出現にも関わらず、国際貿易は依然として相当程度書類に基づくものであり、書類の送付に関しては郵便及びクーリエ・サービスに引き続き依存している。国際連合の推計によれば、貿易書類にかかる費用は国際貿易総額の平均7%分に達している。言い換えれば、年間約4,000億米ドルが書類に基づく制度の運用及び書類作成に費やされている。加えて、貿易書類の紛失又は遅延は、書類の送付を郵便又はクーリエ・サービスに依存している貿易関係者にとって共通の悩みである。

34.そこで、情報の電子的保存・送信を可能とする提案 / イニシアティブは、情報 / 文書の流れの効率性を著しく強化し、企業活動に利益をもたらし、貿易を円滑化する。しかしながら、このような電子送信システムが、提出又は送信された情報 / 文書の機密性及び信頼性を損なわないようにすることが重要である。

35. これに関し、共同検討会合は、電子貿易文書交換システム(ETDES)の創設に大きなメリットがあることを認識した。共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定において、二国間の貿易取引に迅速性・費用・安全性の面で利益をもたらすこのようなシステムの実行可能性を探求することに合意した。このシステムにより、日シンガポール両国の輸出入業者の間ですべての貿易関連情報及び文書(例えばインボイス、船荷証券など)のシームレスな電子送信が可能となるであろう(すなわち「ペーパーレス貿易」)。このようなシステムはまた、交換される文書又は情報の機密性及び信頼性を保護することにもなる。

36.日本及びシンガポールに設置される文書交換サーバーは、貿易業者が個別の貿易取引に関するすべての必要な情報及び文書を登録するために用いられる。これらの情報及び文書は、貿易業者の承認した関係者へ電子的に送信される。 ETDESのあり得べき姿の一例が、付属書1に詳述されている。

37. これに関連して、シンガポール側はまた、Trade-Net (通関手続のための電子的ワンストップ・サービス・システム)及びTrade-Net Plus (すべての貿

易関連業務を網羅する大規模電子ネットワークシステム)を紹介した。日本側は、ワンストップ・サービスに向けた最近の取組み、税関手続の電子データ交換(EDI)標準化に関するG7イニシアティブの進展、及び日本の貿易金融EDI(TEDI)プロジェクトについて説明した。両国は、効率性、運用、管理及び費用面を含む様々な側面を念頭に置きつつ、これらのイニシアティブに関する情報を交換している。

相互承認

38. 共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定のもとで、日本とシンガポールが相互承認協定(MRA)を締結する実現可能性について検討しうることを提案した。

39. 共同検討会合は、日本とシンガポールが既に基準・適合性に関して高い質と技術的能力を有するインフラを既に維持してきていることから、両国MRAを締結することに大きな理由があることに合意した。さらに、両国は以下の分野で利益を得ることができるであろう。

a . 貿易円滑化

MRAは、(i)重複する検査及び認証に伴うコストの削減、及び(ii) MRA対象製品が市場に出回るまでの時間の短縮によって、日・シンガポール間の貿易を円滑化するであろう。(後者については、ライフサイクルの短い技術的に高度な製品について、特に重要である。)

b . 投資の拡大

MRAはまた、この地域における適合性評価の拠点としての日本とシンガポールの地位を向上させ、その結果両国により多くの投資と貿易をもたらすものとなろう。

40.また、共同検討会合は、両国の基準・適合性インフラを見直すとともに、採用し得る相互承認の形態及びMRAで対象としうる分野について決定するためのフィージビリティ・スタディに両国が着手することにつき合意した。検討により得られた成果は日本・シンガポール新時代経済連携協定の中でのMRAに関する交渉のために有用な情報を提供するであろう。

非関税措置(NTMs)

41.共同検討会合は、両国の現行制度において二国間貿易に不当な影響を及ぼ しうる非関税措置を特定し、これらの非関税措置を除去するか、あるいはこれ らの非関税措置が貿易にとって不必要な障害にならないことを確保するための 規律を導入するかの可能性について探求することで合意した。こうした非関税 措置を特定する作業は、両国が日本・シンガポール新時代経済連携協定に関す る交渉を開始する時点で着手される。

ダンピング防止(AD)、相殺関税(CVD)、緊急セーフガード

42. 国際貿易システムにおいてこのような一方的な救済措置を保護主義的にかつ恣意的に利用することに反対する日本及びシンガポールの共通の理念を強調し、より自由な貿易を促進するというWTOの目標に貢献するため、共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の中でダンピング防止、相殺関税、セーフガードのモデルルールを創設することが望ましいと認識した。両国はこれらの分野で、WTOの枠組みを超える可能性を模索し得る。

- 43. 共同検討会合は日本・シンガポール新時代経済連携協定で検討され得る4つの選択肢を挙げた。
 - a.日本とシンガポールはこれまでダンピング防止措置を実施したことがほとんどなく、相殺関税(CVD)措置を発動したことは全くないため、略奪的価格設定に関する場合を除くほか、両国がダンピング防止措置を適用しないとすることを検討しうる。両国は同時に将来、一方の国が行う相殺関税措置やセーフガード措置の対象から相手国を除外するための枠組の策定に向けて作業し得る。
 - b.両国は、略奪的価格設定などの企業による反競争的行為に対して適切な措置をとり、競争政策の分野で協力メカニズムを創設するという条件の下で、CVD措置やセーフガード措置は維持しつつも、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で相手国の輸出品に対してはダンピング防止措置を適用しないとすることも検討しうる。
 - c.両国は、日本・シンガポール新時代経済連携協定のダンピング防止・相殺関税・セーフガードにかかる条項を、WTOルールに沿った形で規定するが、これらの措置の利用に対してより厳格な規律を導入し、そのような措置が恣意的あるいは保護主義的に使われる機会を最小限にとどめるようにするという選択肢もありうる。具体的には、要件を厳しくする(例:デミニマスのマージン及び/又は輸入量の引上げ)、関税の賦課期間を短縮する、一方の国が相手国の輸入に対してとる措置に対し競争法に整合しているか否かのテストを適用する、という方式が考えられる。
 - d. ダンピング防止・相殺関税・セーフガードに関するWTO協定上の権利 及び義務を両国が単に確認するだけにとどめるという選択肢もありうる。

44. しかしながら、共同検討会合は、ダンピング防止・相殺関税・セーフガー ドの不適用はきわめて積極的なデモンストレーション効果を有する一方で、こ の不適用のWTOの最恵国待遇の義務との整合性については異なる解釈がある ことを認めた。さらに、共同検討会合は、ダンピング防止・相殺関税・セーフ ガード措置を課す能力を両国が完全に失ってしまうことについて、経済界が懸 念をもつ可能性があることに留意した。

45. 共同検討会合は、この問題は日本・シンガポール新時代経済連携協定にお ける交渉上の課題となるだろうとの点で合意した。

サービス

46.サービス貿易は、現在、全世界の貿易の約20%を占めているが、この比率 は国境を越えた取引しか考慮に入れられていないっ。その重要性を考えれば、 業務上の拠点や自然人の移動を通じた取引も考慮に入れる必要がある。サービ ス貿易の潜在的成長可能性は莫大である。既に、技術進歩によってサービスは ますます輸出可能となってきた。また技術進歩によって生み出されたサービス 分野の多くは、高付加価値で知識集約的である。

47. 今日のサービス部門は、製造業部門との結びつきが強く、ますます高度な 部門となっている。サービスは、製造業の各工程を連結させ、調整させ、又は 支えるとともに、しばしば新しい工業製品に対する需要も生み出している。

48. 一国全体の競争力にとって、サービス分野は不可欠である。第一に、金融、 電気通信、情報処理のような基盤サービスは、経済構造全体に影響を与える。 第二に、ほとんどの国において、サービス分野は単独の分野としては経済成長 と雇用にもっとも大きく寄与する分野である。日本では、1998年のGDPの 64.5%、雇用の62%を、サービスが占めていた⁸。シンガポールでは、1998年の GDPの63%、雇用の70%を、サービスが占めていた⁹。

49.しかし、両国における物品の輸出競争力とサービスの輸出競争力の間には、 未だ隔たりがある。この隔たりは、WTOによる1998年の数値に基づいた

⁷ WTO、1999年年次報告、国際貿易統計。(注:この20%は海外消費を含み得る)。

⁸ 出所:経済企画庁。

⁹ 出所:シンガポール貿易産業省

次の表から明らかである。両国のサービス分野には未開拓の潜在能力がある。

	物品の貿易	サービスの貿易
日本	世界第3位の輸出国 (全世界の物品の貿易 の7.2%)	世界第6位の輸出国 (全世界のサービスの貿易 の4.7%)
シンガポール	世界第14位の輸出国 (全世界の物品の貿易 の2.0%)	世界第17位の輸出国 (全世界のサービスの貿易 の1.4%)

50.このため、近年シンガポールは、自国がサービス取引の主たる拠点となるよう努めることに活路を見出してきた。シンガポールは、電気通信分野を完全に開放し、金融、法律、メディアサービスの分野の自由化に着手した。今後数年のうちに、公益事業を含むその他のサービス分野についても検討に着手する予定である。一方、日本は、電気通信サービスを含むサービスについて、競争促進的な市場環境の整備・充実に大きな前進をはかってきた。

51.そこで、共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の中にサービス取引の自由化も含めることを強く支持する。共同検討会合は、サービスの自由化と協力が、日本とシンガポールの経済界にとり日本・シンガポール新時代経済連携協定の経済的価値を高め、両国のサービス分野の成長を促進する枢要な要素であると考える。

あり得べき交渉要素

52.共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の中で、両国間のサービス貿易の原則・ルールに係る枠組みを築くことで合意した。透明性を高め自由化を段階的に進めることにより、二国間のサービス取引を拡大させることがその狙いである。

- 53. さらに、共同検討会合は、以下の点で合意した。
 - a. 交渉は、航空サービスのうちの、ハードライト(運輸権及びその行使に 直接関係するもの)及び海運サービスのうちの、カボタージュ(内航海運) を除き、あらゆるサービス分野とそのあらゆる供給形態を対象とする。

- b. 交渉の枠組みは、GATSをモデルとする。
- c.両国にとってなじみのあるGATSの複合リスト・方式を採用する¹º。
- d. GATS第5条1(a)における「相当な範囲の分野を対象とする」という 条件との整合性を確保するため、交渉は広範なサービス分野を対象とする が、国の基盤整備に不可欠な分野、又は将来の成長分野、例えば、情報・ 通信技術、金融サービス、専門サービスのような分野には優先度を置くこ とができる。
- e. 日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での両国の約束は、GATS第5条と整合的である必要性を十分に踏まえた上で、GATSプラスであるべきである。交渉で合意する約束は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の発効後直ちに、又は合理的な期間内に、実施されるべきである。
- f.協定の枠組みには、さらなる自由化のために、あらかじめレビュー方式 を設けておくことができる。

54.特に、共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定交渉が金融サービス分野の自由化を対象とすべきであるという点で合意した。共同検討会合は、両国の金融市場の効率性と競争力を強化することの重要性とともに、両国にアジアとの間の金融サービスの貿易の拡大に資するような環境を生み出すことから生じる両国にとっての好機を認識した。両国は、日本・シンガポール新時代経済連携協定を通じて、金融サービスにおけるGATSの約束を実質的に改善するよう作業を行うべきである。共同検討会合は、GATSの金融サービスに関する附属書の方式が採用されるよう提案した。GATSの「金融サービスに関する附属書の方式が採用されるよう提案した。GATSの「金融サービスに係る約束に関する了解」は、日本・シンガポール新時代経済連携協定における議論を始める際の有益な基礎となろう。

55. 共同検討会合は、海運分野において既に優れた二国間の提携が存在していることにも留意した。こうした海運分野における提携は、両国間の物品の移動を円滑にし、日本・シンガポール新時代経済連携協定の便益が十分に実現されるようにするとの観点から、強化する余地がある。海運サービスに係るWTOでの交渉が中断していることを遺憾としつつ、共同検討会合は、この分野が日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での約束に含まれるべきであるという点で合意した。

_

¹⁰ GATSは、対象分野の策定にはポジリスト方式を用い、約束表に掲載された分野における市場アクセス及び内国民待遇に対する制限を示すにはネガリストを用いている。

投資

56 世界の投資は近年飛躍的に増大してきている。しかしながら、いまだに外国からの投資に制限を課して、国内産業を保護したり、外貨準備の流出を防ごうとしている国がある。外国投資の自由化及び保護を規定する地域的あるいは多国間の包括的かつ法的拘束力のある投資協定は、存在していない。

57.日本及びシンガポールは、魅力的な投資受け入れ体制を持つ比較的開放された経済である。両国は巨額の対内投資の流入の恩恵に浴している。二国間の経済活動にとってより魅力的な条件を整備するため、特に二国間のビジネス・イニシアティブや両国間の投資交流を促進するため、共同検討会合は、将来他国に広めていけるような、投資規制の段階的な自由化を伴う投資に関する模範的な枠組みを創設することで合意した。

- 58. そのような投資に関する模範的な枠組みには以下の要素が含まれる。
 - a . 投資に関する枠組みの中核をなす内国民待遇と最恵国待遇の原則
 - b.外国投資に対する乱雑な収用や不公正な補償を防ぐための、収用と補償に関する条項。同条項は、投資家に信頼を醸成しよう。
 - c. 外国投資家が恣意的なルールや規制の下に置かれないことが重要であることから、透明性に関する条項
 - d.投資家が外国投資関連の資金(例えば利益、配当、使用料、借入金の 支払い及び清算金)を自由に送金し、自由に交換可能な通貨に交換す ることを認める条項
 - e.外国投資から生じる紛争に対し、両当事者(国家及び投資家を含む) が協議及び交渉を通じて紛争を解決し、またそれに失敗した場合には 両当事者が受け入れ可能な仲裁手続を通じて紛争を解決することを容 易にするための条項
 - f . 経済取引活動を歪曲する効果を持つようなパフォーマンス要求を禁止 する条項
 - g.投資に関する枠組みの実施状況を定期的に検証し、両国間の投資に関連する他のあらゆる事項について協議するための、合同委員会に関す

る条項

59. 共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で、両国間の専門職業従事者の移動を容易にし、シンガポールにおける日本企業や日本におけるシンガポール企業による、第三国人を含む技能労働者の雇用及び訓練を容易にすることの重要性を認識した。

知的財産

- 60. 共同検討会合は、新たな知識基盤型経済における知的財産保護の重要性を 認識した。このような環境の中で、物的資産や金融資本に比べ、知的財産は経 済的競争力及び成功の要素としての重要性を増している。
- 61.WTOのTRIPS協定は、対象範囲の点で知的所有権(IPR)に関する最も包括的な国際協定であると広く認識されている。こうした観点から、共同検討会合は、WTOのTRIPS協定は日本・シンガポール新時代経済連携協定から生じる知的所有権の問題に指針を与え、かつ適用され得るものであることにつき合意した。
- 62.商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書への最近の日本の加入に鑑み、共同検討会合は、シンガポールの同議定書への加入が、二国のうち一方から他方へ出願される商標の登録を円滑化し得ることに合意した。

政府調達

- 63.日本及びシンガポール両国は共に、WTO政府調達に関する協定の既締約国である。共同検討会合は、このWTOの協定が日本・シンガポール新時代経済連携協定から生じるすべての政府調達に係る問題に指針を与え、かつ適用されうるものであることにつき合意した。
- 64. 共同検討会合は、この共通の基礎の上に、両国が以下の2つの分野についてさらなる協力を探求しうることにつき合意した。
 - a. 日本及びシンガポールは、政府調達電子化システムの開発において互いの経験と専門知識・技術を共有しあうことができる。政府調達の一般原則は両国とも似通っているが、政府と民間納入業者双方の金融システムの接続・統合方法を含め、実施の詳細プロセス、作業の流れ及び手法について

は、両国間で大きく異なる可能性がある。協定の中で検討すべき電子調達の特定の分野には、以下のものが含まる。

- . 電子調達システムの機能仕様
- . 開発アプローチ
- . セキュリティへの配慮
- . システム展開戦略
- . 参入業者の登録
- . 電子商取引に係る取引組合協定
- . 訓練・技術支援センターの設立
- b.日本及びシンガポールは、政府調達の分野で他のASEAN各国を支援すべく協調し、ワークショップを開催することができる。このワークショップは、国際機関等による主催や、日本及びシンガポールの共同出資により実施することができる。共同検討会合は、日本及びシンガポール両国が、APECやASEMが主催するものを含めて様々なワークショップに講師を派遣することによって、政府調達の分野における開発途上国の知識向上に既に活発に貢献してきていることにも留意した。

競争政策

- 65.今日、国内市場における反競争的行為は貿易障壁となりうる。それ故に、 各国が反競争的行為に対処する必要性は高まるであろう。
- 66. グローバル化の進展に伴い,反競争的行為は両国における競争の状態に影響を与え得る。このような状況下では、一国の政府だけで貿易歪曲効果を的確に評価し、国境を越えた取引に影響を与える反競争的行為を効果的に阻止することは、困難であろう。また、一国だけが自国の競争法や貿易措置を用いてそうした行為を排除しようとしても、効果は得られないであろう。
- 67.日本及びシンガポールは、自国市場において比較的自由で公正な競争を確保することに成功してきた。日本・シンガポール新時代経済連携協定が両国にもたらす利益を最大化するため、共同検討会合は,両国間の貿易に悪影響を与え得る反競争的行為に対処するため、競争政策の枠組を構築する必要があることにつき合意した。
- 68.この競争政策の枠組には以下の要素が含まれる。

- a.両国間の貿易において、一層自由で公正な競争を促進すること。
- b.両国間の貿易の歪曲を最小限に抑えるため、両国は、企業の反競争的行為に対して、各々が適切と考える措置を執らなければならないこと。
- c.この枠組を効果的かつ円滑に実施し、企業の反競争的行為に対処するより有効な方策についての共通の理解を醸成することを目的として、通報、協議、技術支援等の分野において協力すべく努力すること。

. 二国間協力

金融サービス

69. 金融部門における急速な技術的進歩は、地理的障壁、産業上の障壁及び規制面での障壁を突破しつつある。技術は今や、世界中の関係者同士を結びつける、より洗練され高速な流通ネットワークを可能とし、幅広い金融商品を提供している。また、国際的に活動する金融業者による急速な統合への動きは国際金融の景観を塗り替えつつある。

70.世界的な流れや不確実性に対して積極的に対応することの重要性を踏まえ、 共同検討会合は、金融サービス貿易の自由化に加え、金融サービスにおける、 二国間の協力を強化していくべきであると提案した。

71.共同検討会合は、将来協力の可能性がある分野として多くのアイデアを議論した。こうしたアイデアの中には、規制問題、資本市場の連繋、市場インフラの改善、地域債券市場の発展、及び第三国への技術支援などが含まれている。共同検討会合は、議論されたアイデアは更に専門家や様々な関係機関及び業界団体などによって慎重に審議される必要があると認識した。議論された多くの項目についてはまだ議論が熟していないことから、共同検討会合は、状況変化を考慮に入れながら、更に実質的な議論をすることが適当な案件について、両国の通貨金融当局が二国間協議を開催することは意味があるとの点につき合意に達した。(付属書2にて、共同検討会合の討議内容を概説)

72.共同検討会合は、また、上述のような二国間の協議は、同時に進行している同様の分野における多国間の協議と補完的な関係にあるべきであるとの点についても合意した。

情報通信サービス

73.情報通信技術と情報通信サービスは世界経済に変革をもたらし、多くの人が現代を「情報の時代」と呼ぶようになった。インターネットの成長や浸透力のように、電気通信および情報技術の融合が世界各国の政府にとって新たな問題を生むようになった¹¹。デジタル・エコノミ - においては、情報の速やかな

^{11 1998}年12月現在で、世界のインターネット利用者は9540万人であった。1999年末までにさらに3520万人が加わる予定である。現在、世界のインターネット利用者の56%以上が米国とカナダの住民である。しかしながら、2002年までには、北米の利用者のシェアは34.8%強にまで落ち込むと予想されている。ヨーロッパの利用者は、8400万人、世界全体の29.9%となると予

提供、効率的な管理と熟練した利用とともに、情報への信頼に足るアクセスを 確保することが、経済成長に不可欠な要素となっている。

74.この分野は、市場の自由化と健全な競争の到来により根本的な変化を遂げてきた。サービスの提供枠やビジネスの可能性が急速に拡大したため、経営者は合併や提携によってマーケット・パワーの統合を目指すようになった。これに対して政府の役割は、消費者保護、公正な競争の確保、情報通信の発展推進へと変容していった。

75.電子商取引は、商取引のあり方に革命をもたらした。技術力によって、買い手も売り手も、規模や言語や地理的な障害を乗り越えることが可能となり、伝統的な仲介業者を介することなく、より費用節約的な方法でグローバル・マーケットに手が届くようになった。その結果、従来型の商取引関係は解体され、全く新しい方法で再構成されつつある。

76. 共同検討会合では、情報通信分野が基本的に産業主導及び技術主導であることが認識された。しかしながら、同時に、各国政府には依然として果たすべき重要な役割があり、また、以下の分野が日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での協力の焦点になり得ることが留意された。

- a. 通信インフラのセキュリティーを強化し、その利用に対する信頼性を 高めること。
- b. 電子取引に関する法令上の取扱いの確実性を確保すること。(消費者のプライバシー及び個人情報の保護の強化を含む。)
- c. 統合が進み、ダイナミックな動きのある情報通信分野における競争の 効率的および効果的管理を確保すること。
- d. ユーザーを教育し、電子商取引やインターネットの利用を促進すること。(政府をモデル・ユーザーとすることや、電子商取引への関税について一時的な猶予を検討することなどを含む。)

想されている。アジアの利用者は6000万人を超え、世界全体の21.5%になると予想されている(資料:e-グローバル・レポート、99年7月)。 アジアのインターネット人口は、2005年には4億人にまで成長すると予想されている(資料:Paul Budde Communication, NUAインターネット調査、2000年6月9日)。 アジアのインターネット・ホストの数は、98年は260万であったが99年には420万に増加した(資料:ITU インターネット・ホスト・データ:インターネット・ソフトウェア連合、RIPE、2000年5月)。

77. 共同検討会合は、情報通信分野において日本とシンガポールは現に多くの点で協力していることに留意した。例えば、1998年に、日本の郵政大臣とシンガポールの通信大臣は、高度マルチメディア分野での二国間協力を推進するために日本・シンガポール高度マルチメディア協力委員会(JSAMCC)を設置することを決定した。12

78.情報通信分野の中で協力が望まれる分野を検討するに当たっては、共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定が本分野での政策策定上の触媒としての役割を果たすことを念頭においた。アジア太平洋諸国は、近いうちに、デジタル経済で成功を収めるために必要な規則や政策の枠組みを確立する必要に迫られることになるだろう。アジアの中では比較的先進国である日本とシンガポールが、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下に共同の枠組みを作り上げることができれば、他のアジア諸国が域内の電子商取引の成長を促すための戦略を進める際の役に立つであろう。13

-

¹²これにはAPIIテストベッド、マルチメディア・バーチャル・ラボラトリー、デジタル地上放送などの高度マルチメディア及び研究開発プロジェクトに関する協力が含まれていた。
13 1999年に限定すると、日本とシンガポールの電子商取引取引高は、それぞれ73億米ドルと
8330万米ドルである(資料:AWSJ; CINC; IDC; Nielsen; NUAInternet)。ガートナーグループは(2000年6月)、2004年までに企業発消費者向けのアジアの電子商取引市場は1000億ドル市場に、企業発企業向けのアジアの電子商取引市場は1兆ドル市場に、それぞれ成長する見通しであると指摘した。日本もシンガポールも、インターネットの普及率がそれぞれ53.2%(資料:
www.ida.gov.sg,2000年5月9日)と27%(資料:NikkeiBP AsiaBizTech、2000年4月13日)と高く、電子商取引が成長する潜在性に優れており、この利点を生かすことができる状況にある。

79.シンガポールは、共同検討会合の求めに応じ、現在、e-ASEAN イニシアチブのもとで検討中の項目のリストを提出した。これには次のものが含まれている。

- a. ASEAN 情報インフラ (AII) の開発。
- b. 必要とされる法律及び民間の行動規範の整備等を通じた電子商取引 の発展促進。
- c. ICT分野の物品・サービスに係る貿易・投資の自由な流れの促進。
- d. e ソサエティ
- e. 電子政府
- 80. 共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定と e-ASEAN の下での協力事項が類似していることを認識し、両者の取組みが、域内の電子商取引やICTネットワークの発展のためのシームレスな環境作りにおいて必要に応じて相互に補完しあうことが可能であることに留意した。
- 81.共同検討会合は、これらの協力の努力において民間セクターを参加させる必要性を念頭におきつつ、日本・シンガポール新時代経済連携協定が、情報通信分野における以下の問題に取り組むことを提言する。また、共同検討会合は、これらの問題について、全ての関係諸機関の専門家によって今後も慎重な議論が行われていくことが必要であることを認識した。
- 82.しかしながら、共同検討会合は、これらの分野での協力は今後の二国間の対話や協力にとって良き出発点となり、この地域の中で先駆的役割を果たす好機となろうとの認識で一致した。共同検討会合は、デジタル・エコノミーの中での二国間の貿易関係の重要性を真に反映する日本・シンガポール新時代経済連携協定を作成するにあたり、これらの案件について具体的かつ確固たる行動をとりまとめていくことの重要性を再確認した。

個人データ/プライバシーの保護に関する協力

83.この重要な分野での取組みは、消費者の信頼感を高め、またクロスボーダー電子商取引を促進させることになろう。また、両国の慣行や手続き面での提携が進めば、それぞれの国で高い信用を得たサイトが日本とシンガポール両国の消費者に同程度の保護を提供することが可能となろう。共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定が次の問題に取り組み得ることについて

合意した。

- a. 日本とシンガポールのプライバシー保護に関する枠組みについて、情報を交換し、必要に応じて調和を図ること。
- b. 双方のプライバシー・マークを相互承認すること。
- c. 両国を対象とした将来のプライバシー / データ保護モデルについて共同で研究し、開発すること。

電子商取引に関する法制度および公開鍵インフラ(PKI)の相互運用性確保 のための相互認証

- 84.共同検討会合は、以下について、日本及びシンガポールの関係諸機関の間に協力の可能性があることにつき合意した。
 - a. 日本とシンガポールの電子商取引に関する法制度に関して情報を交換し、必要に応じて調和を図ること。 14
 - b. 両国の公開鍵インフラのセキュリティ要件を特定し、必要に応じて調和を図ること。
 - c. 域内における公開鍵インフラの相互運用性確保のためのフレームワーク作りを目指して継続されている APEC での取組みに共に貢献するとともにこれを促進すること。

85. これらの活動により、商取引や通信に利用される電子プラットフォームの完璧性に対する信頼性が高まり、クロスボーダーの電子商取引に関する法律、規則及び取締まりの問題に対応することができるだろう。最近、一連のオンラインでの破壊活動、コンピューター犯罪及び基本的インフラを脅かすその他の脅威が出現していることから、そうした活動が必要となっている。

情報通信分野における競争管理のための規制上の協力

86. 共同検討会合では、電気通信のシステム及びサービスに対する低価格でか

¹⁴ これには、電子商取引関連分野の自由化、これらの分野のための規制の枠組み、サイバースペースにおけるIPR保護の範囲、個人データの保護、電子署名の法的効力、認可機関のセキュリティ・レベル、デジタル・コンテンツのための契約ルール、オンライン・サービス・プロバイダーに関する賠償責任、消費者保護、有害/不法コンテンツに対する規制、コンピューター犯罪の防止、電子商取引にとって障害となる不要な規制の撤廃などについての今後の検討が含まれる可能性がある。

つ信頼性のあるアクセスが、「情報の時代」の経済活動の根幹をなすことが認識された。共同検討会合は、様々な電気通信事業者が参入する環境の中で競争を規制し管理することを含め、情報通信政策の複雑さが認識された。共同検討会合は、規制の手法は情報通信分野の成長と新しい技術やサービスの展開を促すためには十分に柔軟であるべきである一方、自由で公正な競争条件を確保するためには十分に強力なものとする必要があることを強調した。

87. 共同検討会合は以下の可能性について合意した。

- a. 日本とシンガポールは、情報通信分野における競争管理のための双 方の規制の枠組みについて情報を交換すること。
- b. 両国は、共同で規制の枠組みに関する「ベスト・アプローチ」を策定し、その利用を検討すること。
- c. 両国は、両国の情報通信政策に係る研究機関間でこれらの問題についての対話や協力を促進すること。

郵便事業における協力

88.e メールその他の電子的形態の通信方法の出現にもかかわらず、伝統的な郵便サービスは今後も、通信、ビジネス及び連絡のための信頼性のある貴重な手段であり続ける。共同検討会合は、両国の郵便事業体のさらなる協力によって、郵便サービスの質の向上及び新規サービス導入が促進されることに合意した。

インタラクティブ・ブロードバンド・マルチメディア (IBBMM) に関する協力 89.日本及びシンガポール両国は、大容量のブロードバンド・ネットワークを整備してきており、両国のみならず他の国々での広帯域・マルチメディア・コンテンツに対する需要の高まりからの利益を享受すべく、取り組んでいる。両国の強みを生かして、日本はシンガポールを入り口として、英語圏および中国語圏の市場向けに日本製コンテンツのリパッケージと配給を実現することができる。

90.共同検討会合は、関連機関・団体・組織が以下の活動について協力を検討しうることにつき合意した。

- a. 日本とシンガポールの IBBMM ネットワーク間における物理的なブロード バンドのリンケージの確立。
- b. このリンクを利用したメディア・リッチのマルチメディア・コンテンツ

の交換。

電子政府

91. 共同検討会合は、日本及びシンガポールの政府が次第に電子化され、部内連絡、情報の蓄積、取引や調達、国民へのサービス提供を電子的に行うための新しい方策を模索していることに留意した。電子政府と呼ばれているこの動きは、第一義的にはそれぞれの国内を対象とするものである。しかし、潜在的には、両国政府が日本・シンガポール新時代経済連携協定の中で相互に経験を共有し、電子政府プロジェクトの分野での将来の協力を探求する余地がある。

科学技術

92.日本は、過去数十年間、革新的な技術及びノウハウを効率的かつ首尾よく活用することにより、経済力を強化し、世界経済において主導的な地位を確保してきた。シンガポールも、その技術的・科学的基礎を世界水準に引き上げる上で大きな前進を遂げた。

93.知識基盤型経済においては、科学や技術は更に重要な役割を担うであろう。企業の革新能力及び市場までの時間を短縮する能力は、競争上の優位を決定するより重要な要素となるであろう。同様に、国々が新しい高成長の科学技術分野を活用して、自己を再編成する能力は、経済的活力を維持する鍵となる。

94.日本とシンガポールは、既に、科学技術分野で二国間及びこの地域内での協力を行っている。共同検討会合は、両国が更に両国の得意分野に重点を置き、技術・市場インテリジェンス(TMI)、ベンチャーキャピタル、生命科学、環境技術などの分野で協力を深める可能性があることを認識した。

技術・市場インテリジェンス(TMI)

95.今日の世界競争で成功するための鍵となる要素の一つは、知的財産(例: ノウハウ、著作物、新しい工程や技術)を商業化し、顧客に対する新たな付加価値を有する商品やサービスとするスピードである。それには、企業は現在及び将来のビジネスの機会を決定づける技術や市場トレンドなどの外部環境要因を観察・評価しなければならない。今日、データや情報が不足しているということはまったくない。雑誌、報告書、インターネット等からの膨大な量の情報は洪水のように我々を圧倒している。今求められているのは、健全なビジネス

上の判断をするのに役立つ技術及び市場情報の取捨選択や分析をするメカニズムである。

- 96. 技術や市場情報は、現下の知識の時代に企業が世界で競争するための強い競争上の手段である。しかしながら、現在、より小さな企業、特に中小企業(SMEs)や新興企業においては、企業活動の拡張と地域市場への参入のための意志決定に必要なビジネス環境の動向(製品、技術、法制度及び規制、市場の動き、そして競合企業の分析)に対する理解が不足している。
- 97. 共同検討会合は、日本とシンガポールがそれぞれの知的財産(IP)の枠組を強化し、IPの利用を促進する上で協力する余地が広く存在するとの点で一致した。こうした協力は、両国のハイテク企業や新興企業に相互に利益をもたらすものである。特に、両国が共同で以下の作業に着手し得ることにつき合意がみられた。
 - a.関係機関との協力による専門家の研修及び交流。日本側から研修プログラムに参加するのは、特許庁(JPO)、発明協会(JIII)、日本特許情報機構(JAPIO)及びJETROの関係者となろう。シンガポール側から参加するのは、TMIサービス局(TMISB)、現地の大学、研究機関、シンガポール知的財産庁(IPOS)の関係者となろう。共同検討会合は、そのような研修及び専門家交流は、お互いに相手国の知的財産法に対する理解、特に特許法の分野における理解を深めるのに役立ち、将来、他の分野での知的財産協力につながる可能性があることに留意した。専門家交流を行う過程で取り上げ得る事項の一つとして、共同検討会合は、シンガポール特許法に基づき対応外国出願に係る所定の詳細事項及び情報を提出することができる所定の特許庁の中に、日本国特許庁を含める可能性を探るべきであることを提起した。
 - b.特許に関するデータベースの共有。これは日本又はシンガポールで既に 特許がとられている技術を活用したいと考えている日本及びシンガポール の企業に利益をもたらす。IPOSとJPOは、知的財産特許について情 報共有について協力する方法を共同で検討する。可能な協力のあり方には、 以下が含まれる。
 - i.相互の公共データベースにアクセスを提供すること。
 - ii.この協力の枠組みを通じ、IP若しくは技術をライセンス供与、さらには特許取引を円滑化すること。

- .このようにして、シンガポールは日本の商業化されてない特許の利用促進を支援することができるし、日本についても同様である。
- c.知的財産権(IPR)保護の重要性に関する世論の啓蒙と教育の促進。 巨額の資金が新しいアイデアの開発や革新的な新製品の発明に使われていることに鑑みれば、両国の企業が知的財産の価値や知的財産権(IPR) の保護を確保することの重要性を十分に認識することが重要である。この 観点から、IPOSと日本の特許及び著作権関連機関は、IPRに関する 公共教育を行っていくことについて、知的財産関連情報や公共教育・啓蒙 プログラムでの経験を共有し得る。
- d. 著作権に関する情報の交換。IPOSと日本の著作権関連機関は、デジタル化・ネットワークの進展及び電子商取引の発達の観点から著作権法令に関する情報及び経験を交換し得る。

技術開発振興

98.共同検討会合は、この10年間の米国経済の高度成長に証明されているように、革新的な企業が経済成長の重要な推進力であることを認識した。

99. 共同検討会合は、この地域内の新興企業への投資を促進するため、両国の経済界が協力することの重要性に留意した。この関連で、日本の投資家はシンガポールの技術開発振興計画を活用することが可能である。

生命科学及び環境技術

100.共同検討会合は、日本及びシンガポールが生命科学及び環境技術の分野での協力する可能性を模索するため、日本・シンガポール新時代経済連携協定の枠組みの中で協力し得ることでも合意した。

101.共同検討会合は、特に、通産省(MITI)とシンガポール経済開発庁(EDB)との間で行われた生命科学の分野における二国間協力を促進するための取組みを支持した。共同検討会合は、両者がその協力をさらに発展させるべきであると提案した。その第一歩として、両国の研究者は、共同でシンポジウム又はワークショップを開催し、ポストゲノムの分野での共同研究活動の可能性について議論するであろう。

102. さらに、両国は、以下に例示されるような分野で、情報交換、協力又は

共同研究についての協議、及び研究所間で研究プロジェクトを実施することができよう。

- a . 癌遺伝子療法、癌免疫療法、神経対抗性疾患、心臓欠陥疾患及び感染疾患
- b. 魚のサイトカインの研究、ふか場における水の浄化技術、魚類の初期飼料 としての微細藻類の開発、魚の性決定メカニズムの解明
- c.産業及び地方の排水処理・再利用、産業廃棄物処理・リサイクル及び産業 廃棄物削減プロセス

103. 共同検討会合は、こうした協力をこの地域に拡大することが可能であることに留意した。例えば、日本の企業はASEAN市場に参入するためにシンガポールを活用することができるのであり、現在、日本の企業は様々なASEAN諸国の定める要件やそれら諸国のシステムを熟知しておらず、各々の市場での煩雑な薬剤登録手続きを行うことは厄介な作業になっている。シンガポールは日本企業がこれらの国々での臨床テスト実施や薬剤登録のための必要書類を準備するための基地となりうる。

104. 同様に環境サービス・技術の分野でも、両国はこれらの新しい分野で、競争力や能力を深化し、最終的には、他の近隣国とも経験を共有することを目的として協力することが可能である。

貿易及び投資の促進

ECICSとEID/MITI間の協力文書の範囲拡大

105.貿易・投資保険は、商業取引活動の中での不可欠な一要素である。競争的なビジネス環境では、企業は、信用供与を通じて顧客からの新規及び再度の注文を取り付ける必要性と、そうした信用取引が貸借対照表に与える影響や不払いのリスクとを天秤にかけなければならない。輸出保険は輸出者をそうした損失から保護する。輸出保険により、輸出者は輸出する自信を得て、その競争の中でのポジションが向上する。また保険は海外展開する企業の資産や投資に関わる損失も保護することができる。

106.アジアでは、1997年及び1998年の金融危機のさなかに、アジアにおける多くの企業が輸入発注をキャンセルした。倒産した企業も多い。民間

及び政府出資の大規模かつ長期のプロジェクトは中断されるか無期延期された。 今考えてみれば、輸出・投資保険があれば、アジア諸国に輸出・投資していた これら多くの企業の損害を軽減できたかも知れない。銀行や金融機関はアジア に対する潜在的損失可能性を限定できたかもしれない。

107. 現在の対象範囲 したがって、現存するECICS-EID/MITI間の協力文書は、企業にとって投資保険を得るための歓迎すべき根拠である。

108.協力文書の現在の範囲は、日本企業のシンガポール子会社及びシンガポール企業が行う海外投資についてECICSが引き受ける海外投資保険の90%までをEID・MITIが再保険するというものである。今のところ、その再保険は、海外投資に係る資産・投資の没収、収用や国有化を含む政治的リスク、及び戦争や国内動乱といった事由しか補填の対象としていない。

109. <u>範囲拡大の提案</u> 共同検討会合は、ECICSとEID/MITIが、 現在海外投資のみに限定されている協力文書の対象範囲を、物品・サービスの 輸出に関する中長期(2年又はそれ以上)の輸出保険にまで拡大しようとして いるイニシアチブを歓迎した。

共同での貿易及び投資の促進

110.共同検討会合は、主要な貿易促進機関としてJETROとTDBが貿易 及び投資のミッションやビジネスセミナーを共同で組織することや、データベ ースを共有することによる協力の可能性について議論することにつき合意した。

(a)貿易及び投資ミッション

111.より低い生産コストを活かすため、中国やASEANなどの地域市場に生産拠点を移すというのが、最近の日本企業の趨勢となっている。したがって、日本企業が、第三国におけるロジスティクスを専門に取り扱うシンガポール企業やこれらの国に広範なネットワークを持つシンガポール企業とパートナーを組む余地は十分にある。こうした機会を作るため、JETROとTDBはASEAN及びその他の地域への貿易・投資ミッションを共同で編成しうる。

(b) ビジネスセミナー

112. 共同検討会合は、最近TDBが主催したロジスティクス・セミナーが、東京と大阪でそれぞれ245名、65名の参加者を得るなど、日本社会に快く受け入れられたことに留意した。こうしたセミナーは、お互いにネットワークを作りコンタクトをとる機会をビジネスマンに提供することを通じて、両国経済界の一層の相互理解を促進している。こうした観点から、共同検討会合は、JETROとTDBが、両国民間セクターの関心のある産業別のセミナーを合同で開催することができるという点で合意した。JETROとTDBはまた、日本の経団連やシンガポール企業連合といった経済団体に対して、双方が十分に関心を有する場合には共同で貿易・投資セミナーを組織するよう働きかけることができる。

(c)共同促進事業

113. JETROとTDBは、それぞれの市場で相手方の製品のマーケティングを支援し得る。まず最初に、JETROとTDBは、日本及びシンガポールにおける貿易フェアーや展示会の開催を積極的に促進することができる。展示会の主催者のウェブサイトにハイパーリンクをすることにより、興味を持った顧客が展示会や貿易フェアー関連の情報を得ることができる。

114. 共同検討会合は、企業のためにライセンスやブランドの供与の機会を模索することが有意義ではないかと提案した。例えば、日本の製薬会社は自社製品を地域内でマーケティングするために、よく知られたシンガポールのブランドを得ることができるようにすることである。

(d)電子的接続を通じたデータベース共有(電子ビジネスマッチング)

115. TDB及びJETROは、いずれも現在別々に、潜在的なビジネス・パートナーを捜す目的で会社情報のデータベースを有している。これらのデータベースを共有してアクセスと登録を容易にすることにより、両機関はシンガポールと日本の企業の相互交流を促進することができる。

116. さらに、JETROとTDBは、日本とシンガポールのビジネスマンが 関心のあるビジネス事項をオンラインで掲示できる電子交換所(E-X)を共同 で設立・維持することができる。この情報は、電子メールによる通報システム を経て、関心分野をE-Xで表明している互換性のある登録企業に即座に転送さ れる。このバーチャル・マッチングシステムは、日本とシンガポールの企業が ふさわしいビジネスパートナーを捜すのに必要な時間を短縮することになる。 これは、企業にとって一層のコスト削減になるのと同時に、一層の効率化をも たらす。

117.登録企業へ送られる情報には、情報を送る企業の特定のビジネス関心(例:製品、量、あるいは企業の希望購入・売却価格さえ)や、可能であれば企業のウェブサイトへのハイパーリンク(そのことにより、受信した企業が加入企業の情報を入手することができる)が含まれる。

118. JETROは従前のデータベース・サービスを、8月に「TTPP(貿易提携促進プログラム)」と呼ばれる新しいウェブ型のサービスに発展させ、利用者への情報サービスの機能を構築した。JETRO及びTDBは、ビジネス・マッチングを促進するために、各々のウェブ・サイトに蓄積された企業データを共有する可能性について、共同で研究し得る。一旦共有システムができれば、JETROは日本企業に対して、彼らが接触したいシンガポール企業の関連情報を(日本語で)提供し、他方でTDBはシンガポール企業に対して、彼らの日本の潜在的顧客に関する情報を提供し得る。JETRO及びTDBは、日本企業とシンガポール企業の間のビジネス・リンクを促進するため、統一されたデータ・フォーマットと登録データの更新のような様々な問題を解決する努力をしなければならない。

中小企業

119. 共同検討会合は、中小企業が経済の中で果たす重要な役割について認識した。これらの議論に照らし、共同検討会合は、日本とシンガポールの中小企業セクターを育成するためのより緊密な協力を行うとのアイディアについて更に検討した。

中小企業の重要性

120. 共同検討会合は、中小企業の活力を向上させることは経済のダイナミズムを維持する上で決定的に重要であることを認識した。中小企業というものは体質的に革新的で、柔軟で機会をうかがっていることから、中小企業は将来の知識基盤型経済において成長の推進力となるだろう。健全な中小企業は、国内経済を活性化させるだけではなく、国境を越えた経済活動においてもますます重要な役割を果たしている。

121.日本では、中小企業は経済のあらゆるセクターで主要な役割を果たして

おり、賃金労働者の70%以上を雇用し、製造業が生み出す付加価値の55%以上を占めている15。シンガポールでは、中小企業は51%の雇用を占め、製造業の付加価値の30%を占めている16。

中小企業の直面する課題

122.近年のアジア経済危機は中小企業に深刻な影響をもたらしている。中小企業は特に貸し渋りによって影響を受けた。金融危機の余波の中、中小企業は急速に変化するビジネス環境に適応しなければならない。以下の4つの課題が指摘できる。

a.市場へのアクセス

中小企業は、自らの規模に関する独特の問題に直面しており、地域的か世界的かに拘わらず、貿易自由化によってもたらされる機会を十分に利用することができない可能性がある。中小企業はまた、合弁事業の相手方あるいは代理店を探すのに苦労している。その結果、中小企業は自らのビジネスについて強い国際志向を持たないことがしばしばである。

b.技術へのアクセス

情報及び通信技術の導入は、中小企業にとって、その立場を(大企業と) 同等にしていくために大いに役立つものであり、規模と行動範囲の制約を 克服することを可能にする。しかしながら、中小企業はこうした技術に対 するアクセスや理解を十分有していないため、その将来性はその分、限定 的なものになろう。

c . 人的資源へのアクセス

中小企業はしばしば技術者や管理職レベルの人材の不足に直面する。中小企業の場合は、絶えず労働者の技術を向上させ、新たな技能を身に付けさせるために必要な資金が十分にないことが多い。

d . 金融資源へのアクセス

これは中小企業が自らの営業を向上・拡大するために欠かせないものである。中小企業は、規模が小さいがゆえに、資金や融資を獲得するための競

-

¹⁵ 出所: 総務庁及び通商産業省

¹⁶ 出所: 通商産業省

争で大企業には大抵勝てない。

123.日本とシンガポールは、それぞれの中小企業セクターの活性化のために多大な努力をしてきた。日本は、景気回復のための施策の中で、とりわけ資金調達手段の拡充、人材開発支援、起業家に対する積極的な支援によって、日本の多様な中小企業セクターの問題に対応してきた。同様にシンガポールは、革新的で高成長の中小企業を育て、生産性の高い中小企業セクターを育成し、知識基盤型で企業活動に適する環境を創り出すための10年計画を導入した。

協力の範囲

124.中小企業が将来両国の経済において重要な役割を果たすことが期待されていることから、日本とシンガポールの中小企業の間で協力し、ビジネス・パートナーシップを強めることは確実に両国の国益に合致する。これらは以下のようにして達成できよう。

- a.日本の中小企業への支援 シンガポールの生産規格庁(PSB)は、就労ビザの取得、社宅の獲得、 その他の担制要件の充足といった分野において、適切な場合に、日本の
 - その他の規制要件の充足といった分野において、適切な場合に、日本の中 小企業のシンガポールへの投資を容易にするよう取りはからうことができ よう。
- b.日本ビジネスセンター

より大胆な提案は、ビジネス機会の開拓や東南アジアの巨大な潜在力の活用に熱心な日本の中小企業のために、日本ビジネスセンターをシンガポールに設立することである。JETRO及びPSBは現在こうしたセンターをシンガポールに設立することの実現可能性を検討中である。

- 125. 加えて、共同検討会合は、協力できる潜在的な分野として以下の点に留意した。
 - a . ネットワーキング・プログラム

日本とシンガポールの中小企業間での研究開発についての共同作業や情報 交換を促進するため、テクノロジー・コネクト・プログラム(Tech.Connect) を立ち上げることが考えられる。JETROとPSBはこのイニシアチブ の先頭に立ちうる。更に、JETROとPSBはシンガポールと日本の企業の相互理解を深めるための一連のネットワーク形成活動を行いうる。例 えば、PSBのビジネス・コネクト・プログラムを、両国の中小企業間の ビジネス協力の機会を創出するために利用し得る。

b. 日本でのビジネス機会の開拓に関心のあるシンガポールの地元企業のた

めにシンガポール・ビジネスセンターを日本に設立することも考えられる。

人的資源管理及び育成

126. 共同検討会合は、潜在的には、日本とシンガポールの間には人材養成面での協力を行う余地が相当に大きいことに留意した。現代は知識基盤型経済の時代であり、そこでは人的資源が主要な競争力の源となっている。両国は、自国民の創造性を醸成し、新しい機会を創出し、経済を活性化する必要がある。政府は、このような環境で成功するために必要な技能を習得させるために、児童の教育や労働者の訓練・再訓練に重点を置かなくてはならない。両国の国民こそ、将来の経済的成長と繁栄のための唯一の最重要な要素である。

127. 同時に、急速に変化している経済環境のもとで、この地域の回復を維持していくために、日本及びシンガポールは、人材養成の分野で域内諸国に対する支援を行う上で協力することができる。

途上国のための第3国プログラム

128. 共同検討会合は、日本及びシンガポールが、「21世紀に向けての日シンガポール・パートナーシップ・プログラム(JSPP21)」のもとで、より多くの技術開発・人材養成への支援をどのようにベトナム、ラオス、ミャンマーやカンボディアなどの新しいASEAN加盟国に提供しうるかについて模索すべきであると提言した。JSPP21はJSPPを拡大したものであり、より多くの受益国を対象とするものである。共同検討会合は、これらの努力を認識し、関係機関がこのような二国間協力活動を更に強化するための方策を探求するよう要請した。共同検討会合は、シンガポールが経営技術や英語の研修を提供するのに適した場所であると認識した。

129. 共同検討会合は、域内の途上国の国民がインターネット時代に対応していけるように、ICT関連の研修を行っていくことが特に必要である点につき意見が一致した。シンガポールは施設や資源を有していることから、例えばICT研修の研修拠点として活用することが可能である。

130. アジア経済危機はこの地域に強固な金融システムを築くことの重要性を実証し、この地域の国々における制度構築や研修強化の必要性を強調した。共同検討会合は、技術協力として行われる研修計画は経済・金融制度の強化や長期的なキャパシティ・ビルディングに焦点を当てるべきである旨提言した。しかしながら、技術協力が適切かつ効率的に実施されることを確保するためには、

研修プログラムの焦点は、この地域の各国の個別ニーズに合ったものとするべきである。共同検討会合は、両国が既存の二国間取極の強化や第三国との協力によりどのような形で技術協力を行っていくことができるかについて検討すべきことを提言した。

131. 共同検討会合は、また第三国(研修)プログラムによる研修コースを運営するにあたり、民間部門の関与の可能性を検討した。研修受講者は第三国にある日シンガポール合弁企業(JVs)から選ばれ、日本またはシンガポールにおいて、この合弁企業の親会社又は合弁事業のビジネス上の関連企業で研修することが可能であろう。当該合弁事業及び両国政府は、この研修費用を分担する。これは多くの企業が途上国で働く従業員に研修の機会を与えるよう、奨励するものとなろう。

研修・専門家交流

132. 共同検討会合は、日本とシンガポールの両国の政府機関や専門職業機関間で研修プログラムを制度化することが可能であることに合意した。相互訪問や協議を通じて、両国の政府関係者は経験を共有し、相手国の政策や行政運営について理解を深めることが出来よう。

教育機関間の共同プログラム

133. 共同検討会合は日本とシンガポールが高等教育機関間の学生交換を奨励する余地があることに留意した。現在、シンガポール国立大学と南洋技術大学は、マサチューセッツ工科大学やハーバード大学のような大学と大学院レベルの共同プログラムを持っている。また学部生の学位双方取得プログラムについても、フランスのグランゼコールである理工科学院及びパリ中央学院との間で実施している。

134.共同検討会合は、日本とシンガポールの大学が、同様の大学レベル及び大学院レベルのプログラムの創設を検討するよう提案した。学生はシンガポール及び日本の大学教授の授業を受けることとなる。すでに諸外国の大学と行っている既存の遠隔学習プログラムと同様に、ビデオ講義やインターネット等の新技術を通じて授業が行われれば、学生は自国を離れる必要はなくなる。また学生は教材や講義録を関連ウェブサイトから入手することが出来る。またこのプログラムは最後に短期間の交換プログラムを行うことで完了する。このプログラムは、シンガポールと日本の学生の他に、この地域の諸国の学生にも開放され得る。学生は、シンガポールに滞在し、また卒業後、日本で就労または高

等教育を受けることが出来る。共同検討会合は、大学が相互に交換学生の授業 料を免除する可能性についても検討すべきことを提案した。

135. 日本とシンガポールの間の人と人の交流を更に促進するために、共同検討会合は日本とシンガポールの大学が相互間での単位互換を検討することも提案した。

136. 日本・シンガポール新時代経済連携協定に関する共同検討会合は、既に日本とシンガポールの間で高校生の交換プログラムがあることに留意した。両国はこれらのプログラムの範囲を拡大し、更なる参加を勧奨することを引き続き模索していくべきである。

ワーキング・ホリデー

137. 共同検討会合は、両国の青年の相互訪問・交流を促進するワーキング・ホリデー・プログラムについて探求することにつき合意した。これは、お互いの文化、生活様式についての認識を深めるのみならず、相互理解を促進することとなろう。このプログラムのもとで、日本とシンガポールの青年が休暇を過ごすために相手国により長期間滞在することが出来、また彼らの休暇の付随的側面として、旅行資金を補うための就労が出来るような仕組みを設けることが可能となろう。

高齢化社会への対応

138. 日本とシンガポールの両社会は高齢化しつつある。人口分布の変動は経済面のみならず社会面にも影響を及ぼしている。共同検討会合は、両国が、例えば健康管理、住宅・土地利用政策、社会的統合等、高齢者問題に対処するに当たり、経験や情報を共有する余地があることに留意した。両国は特に、退職後の資金計画の早期策定への認識を啓蒙する方途について検討することが可能となろう。また東南アジアの途上国開発促進のための共同研修プログラムを支援するボランティアとして高齢者を募集することにより、これらの人々の経験を活用することも可能である。

メディアと放送

139. デジタル音声放送(DAB)やデジタルテレビジョン放送(DTV)のような新しい放送技術の出現とともに、放送業界は今後著しい成長が期待されている。 デジタルサービスによって、チャンネルの増加やインタラクティブ・マルチメ ディア・サービスなどの新たなサービスが可能となった。このことは、放送事業者やコンテンツ配給事業者にとって可能性が拡大したことを意味している。

140. 共同検討会合は、日本とシンガポールは、両国市場だけでなく、アジアをはじめ世界の他の地域に向かって発信する目的で、教育、情報、娯楽の分野での新しいメディアサービスや放送サービスを開発し提供する上で協力すべきであると提言した。共同検討会合では、今後協力の可能性がある分野として以下のアイディアについて議論が行われた。

放送技術

141. 小規模の都市国家でありまたアジアの小宇宙と言えるシンガポールは、新しいデジタル商品やサービスにとって絶好の実験場である。多民族国家であるシンガポールでは、アジアの主要な言語グループが集まっており、DABやDTVの多言語サービス、受信機、ディスプレイ・セットの開発の場として最適である。シンガポールで成功した商品やサービスは、地域特性等に合わせて若干の調整を行うことにより、他のアジア諸国でも同じように歓迎される可能性が高い。日本の企業は、シンガポールをアジアの実験場として利用することに加え、DAB および DTV の消費者向け電子放送機器のアジアにおける製造及びマーケティングの拠点としてもシンガポールを利用することができる。

142. 両国放送主管庁は、デジタル地上放送システム及びマルチメディア・サービスに関する共同研究協力を実施することを 1998 年 2 月に決定した。この共同研究の中で日本の ISDB-T 標準のフィールド・トライアルがシンガポールで実施された。共同研究は 2000 年末で終了することとなっている。共同検討会合は、デジタル放送技術の開発についての情報交換をその後も継続するため、共同研究は引き続き実施し得るとの提言を行った。

放送番組

143.日本の番組はシンガポールを含むアジアにおいて高い評判を獲得している。共同検討会合は、視聴者の拡大を推進するために、テレビやインターネットなどの配信プラットフォーム用のコンテンツの制作や提供を行っている民間業者の活動を促進するための枠組みについて、両国が民間の意見を考慮しながら、意見交換することが可能であろうと提言した。このような活動を自発的に行うことにより、日本とシンガポールの間の文化交流や経済交流は深まることとなろう。

144. 共同検討会合では、具体的に協力できる分野として、時事問題とアジア向けのニュース放送が挙げられた。シンガポールのニュース及び情報提供チャンネルである Channel NewsAsia (CNA)は、今年アジア地域への進出を計画しており、NHK と提携することもありえよう。協力できる分野としては次のようなものがある。

- a. CNA は、購入もしくは二国間番組交換により得た NHK 制作の番組を放送することが可能である。CNA は、毎日のニュース交換に関して、Asiavision の協力を得て NHK とすでに密接な業務上の関係を築いている。Asiavision は、アジア太平洋放送連合のニュース制作および調整のための部門である。
- b. CNA はまた、NHK と共同で生活関連番組や時事問題番組を制作することが可能である。
- c. CNA は、NHK との間でより幅広いビジネス関係に入ることも可能である。

観光

145. 主に北米と欧州の経済の強靱さのおかげで、世界の観光業はアジア金融危機を概ね乗り越えた。「世界旅行産業会議(WTTC)」によると、旅行観光は1999年に世界中で3.5兆ドルのGDPとおよそ2億人の雇用を創出すると推計されている。そのうちおよそ3分の1が観光産業そのものからもたらされ、それ以外は、小売業や建設業など観光産業の非常に強い波及効果が及ぶ他の業種からもたらされる。

146. 東南アジアの旅行観光業は、1997年の後半から1998年にかけての金融危機により大きな打撃を受け、旅行観光需要が僅か0.8%(それ以前の年の2桁増から一転急落した)しか成長しなかった。旅行観光需要の回復については2000年が最初の実質増の年と位置づけられると予測されている。地域経済の回復は、前年度比11%増の700万人もの旅行者を1999年にシンガポールにもたらす後押しともなっている。日本からの旅行者はシンガポールへの来訪者のうち12.4%を占めている。

147. 旅行観光業の経済的重要性は強調してもしすぎることはない。それは1999年には直接的にしる間接的にしる、東南アジア諸国において以下の成果を生み出してきている。

- a . GDPの10.6%
- b . 1530万人の雇用
- c . 全雇用の7.3%

148.将来の見込みによれば、2010年まで旅行観光産業は、東南アジア諸国で毎年470万人の雇用を創出することが期待されている。これは、GDPの12.5%及び総雇用の8.2%を占める。

149.この前向きな見込みをうけ、共同検討会合は、日本とシンガポールが双方に利益をもたらすパートナーシップを組んで、この地域の観光を積極的に振興し、かつこの地域の観光旅行市場の拡大傾向を活用する数多くの機会があると評価した。

地域観光促進

150. 具体的には、共同検討会合は、シンガポール観光庁(STB)と日本の国際 観光振興会(JNTO)が下記事項の可能性につき検討し得ることにつき合意した。

- a . 両国への来訪者増加のための共同プロモーション
- b.STBとJNTOのホームページのリンク

151.共同検討会合は、消費者と観光産業双方の利益のために、日本及びシンガポール両国が以下を行う事が重要かつ有益であることに留意した。

- a. 共同マーケティング及びプロモーションを行うのに適したこの地域の観光 地を共同で特定すること。
- b. これらの観光地における観光開発及び関係インフラ整備事業への国際投資 を促進すること。

姉妹協定

152.共同検討会合は、両国間での観光業の分野における提携が既に進んでいるが、更なる二国間協力の余地があるということについても合意した。特に、両国はシンガポールのオーチャード通りと日本の銀座通りとの間での姉妹商店街協定締結の可能性を探求し得る。

153.この姉妹商店街協定は、二つの商店街の間で商業・文化その他の形態の協力・交流プログラムを行うことを通じて、各々の商店街のイメージを向上さ

せるだろう。この協定のもとで、両国の関係者は以下のことを積極的に行うことになる。

- a.両姉妹商店街に沿って又はその近辺で、様々な催しを開催していくことにより、姉妹商店街のイメージを高めること。
- b. それぞれの関係者間で行われる商業的・文化的、技術的な交流や相互訪問、調査旅行を通じて、両者間の接触を促進し、友好関係を強化すること。
- c. その他、両姉妹商店街にとり有益であるあらゆる分野についての協力の 機会を探ること。

154.両姉妹商店街の関係者は、自己負担により、もう一方の関係者と相談及び調整の上、年の一定期間中に両姉妹商店街ないしその近辺で様々な催しを開催すべきであり、こうした催しから、あるいはその関連で生じる全ての収入を獲得する権利を持つ。

運輸

155.日本及びシンガポールは、既に両国間においては優れた運輸路線が構築されており、このつながりが両国経済の発展と両国関係の強化において重要な役割を担っていることを認識している。

156. 共同検討会合は、両国間における物品や人の移動を一層促進するため、現在の協力関係を継続させていく必要性があることに留意した。

. 協議と紛争解決

協議

157.共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定が協議メカニズムを構築し、その下で、両国政府が日本・シンガポール新時代経済連携協定の解釈及び適用につき合意し、二国間協力の実施に影響を与える如何なる事項についても双方が満足できる解決方法を生み出すための緊密な協調を確保するため、定期的かつ頻繁な協議を継続すべきことに合意した。

158. 共同検討会合は、両国政府が如何にして日本・シンガポール新時代経済連携協定を改訂し続けていくかを検討し、両国間のビジネス環境の大きな改善につながる適切な措置を採ることを互いに奨励していく上で、上記の協議メカニズムがそのための原動力として機能すべきであることに合意した。

紛争解決

159. 共同検討会合は、協定の解釈及び適用に関する紛争を解決するため、政府対政府の紛争解決手続が、日本・シンガポール新時代経済連携協定の一部として創設されなければならないことにつき合意した。

160.加えて、共同検討会合は、日本とシンガポールの営利企業に関係する商事紛争の迅速、円満かつ公正な解決をもたらすようなメカニズムを設けることが有用であるとの点を認識した。この点について、共同検討会合は、日本の国際商事仲裁協会(JCAA)、日本海運集会所(JSE)及び他の裁判外紛争処理(ADR)機関とシンガポールのシンガポール調停センター(SMC)及びシンガポール国際仲裁センター(SIAC)との共同の努力を通じて、両国法制度の中核に位置付けられている調停及び仲裁にかかる裁判外紛争処理(ADR)メカニズムに対する認識が高まり、その利用が促進されるよう、両国が取りはからうべきであるとの点につき合意した17。

^{1 7}

⁽¹⁾国際商事仲裁協会(JCAA)は、国際及び国内商事取引から生じる紛争処理を、 仲裁、和解及び調停を通じて促進するため、1953年に設立された公益法人であ る。あらゆる業種約870社から構成されている。

⁽²⁾日本海運集会所(JSE)は、1921年に株式会社として設立し、1933年に 社団法人に組織換えを行った。現在、その会員数は約390社に上り、海運、荷主、 倉庫、損害保険、船主責任保険、金融などの企業が含まれている。海運集会所の海 運仲裁規則の下では、紛争や船舶の衝突から生じる損害賠償等について仲裁を行っ

161. 共同検討会合は、JCAAとSIACが既に協力文書(MOU)を作成し、JCAAとSMCが協力文書(MOU)作成を検討していることに留意した。共同検討会合は、これらの機関が協力文書(MOU)に基づいて、以下の分野につき協力することを奨励した。

- a.調停サービス及び仲裁サービスの提供
- b. 交渉・調停技術(SMCの場合)及び仲裁技術(SIACの場合)に関する研修の実施
- c.紛争回避、紛争管理及び裁判外紛争解決メカニズムに関する助言・指導 サービスの提供
- d. 仲裁ヒアリングのための設備の提供(手数料及び費用の払い戻しに関する合意に基づく)並びに事例に適した仲裁人の選定及び任命にかかる支援の提供

ている。

- (3) シンガポール調停センター(SMA) シンガポール及びアジアに対して商業調停 サービスを提供するため、1997年に設立された非営利団体である。以下のサー ビスを提供している。
 - a.調停その他の裁判外紛争処理サービスの提供。
 - b. 交渉、調停その他の形式による裁判外紛争処理のための施設の提供。
 - c . 交渉及び調停技術の研修の提供。
 - d.調停パネルへの付託及び維持。
 - e.紛争回避、紛争管理及び裁判外紛争処理メカニズムのための相談サービスの提供。
 - f.調停及びその他の裁判外紛争処理の促進。
- (4) シンガポール国際仲裁センター(SIAC)は1991年に設立され、国連国際商取引法委員会によって作成された一連の仲裁規則を導入している。

電子貿易文書交換システム

1.日本とシンガポールの輸出入業者の間での貿易関連の情報及び文書のよど みのない確実な流れを容易にするため、共同検討会合は、日本とシンガポール が電子貿易文書システム(ETDES)を設立すべきであることにつき合意し た。

現状

2.現在、シンガポールの輸出業者と日本の輸入業者との間の情報や文書の典型的な流れは以下の通りである。第一に、シンガポールの輸出業者又はそのエージェント(例:運送会社)が、日本向け貨物の輸出通関のため、シンガポールの関連機関に申請をする。その後、その製品の輸出に関連する情報及び文書を、日本の輸入業者に対し、通常は電子メール、ファックスあるいは国際宅配便で送付する18。日本の輸入業者はシンガポールの輸出業者から送られた情報や文書を利用して、別個に輸入通関のための日本の関連機関に申請する。

ETDESの効用

- 3. ETDESは以下の3つの側面で輸出入業者に利益をもたらす。
 - a . スピード

電子システムは、国際宅配便やファックスに比べ、情報・文書を複数の輸入業者に複製及び転送する必要がないため、より迅速かつ効率的な伝達手法である。

b . コスト

電子システムはまた、輸入業者へ宅配業者が情報・文書を急送する際のコストを削減する。

c . セキュリティ

現在既に貿易関連の情報・文書を電子メールで海外の買い手に送信している企業は、セキュリティ面での向上をも期待できる。特に、交換される文書・情報の機密性及び真正性の確保というセキュリティの特徴を兼ね備える。

ETDESの特徴

4. ETDESを実施するために、共同検討会合は、日本とシンガポールはそ

れぞれの国に文書交換サーバを立ち上げるべきであると合意した。文書交換サーバは、貿易業者の求めに応じ、特に貿易取引に関して必要となる情報及び文書の全てを蓄積することを目的としている。こうした情報及び文書は貿易業者の承認に基づき、関連する参加企業に電子的に伝達される。 ETDESを経由する書類の流れは、別添の図を参照のこと。

- 5. 共同検討会合は、文書交換サーバの以下の顕著な特徴について合意した。
 - a.文書交換サーバは商業ベースで運営されるべきである。必要な専門技能 を有する特別の民間企業は、より早く効率的なシステム配信を供給できる。 加えて、このようにして開発されたシステムは、より商業化に耐え、より 経済界の要求に適合したものとなる公算が高い。
 - b.文書交換サーバは、文書交換サーバ間での情報転送の機密性と真正性を確保するため、十分な保護手段を有するものとすべきである。この点に関し、文書の発信元を確認する目的で電子貿易文書に付される電子認証・電子署名については、両国間で相互に認証される必要がある。
 - c.文書交換サーバはまた、両国の関係当局に承認される必要がある。承認によりシステム内での情報・文書の交換に関する真正性と機密性が確保される。このようにして、輸出業者から情報・文書を受け取る輸入業者は、その情報・文書が改ざんされてないと確信することができる。

行動計画

- 6. 共同検討会合は、ETDESを実施するため、日本とシンガポールは以下の分野について両国の関連団体の間の協力を奨励すべきであると合意した。
 - a.文書交換サービスを提供する民間企業を例えば入札を通じて誘致する。
 - b.相互運用性を確保し、情報・文書の伝達を保証するような適切なITインフラを開発する¹⁹。
 - c.輸出入業者の要求を満たすような、認証された文書交換サーバを開発する。この目的のために、文書交換サーバは以下の特徴を備えるものとする。
 - ()文書交換サーバの利用者ID(例:輸出入業者又はその代理人)の登録及び確認システム。承認され登録された利用者のみが文書交換サーバを通じて情報・文書を保管・伝達するシステム。
 - ()承認された利用者の電子署名を認証するプロセス
 - ()利用者の承認に基づき保管及び伝達されるような電子文書の認証メカニズム

¹⁹ インターネットや専用線、その他のVANを通じて相互運用が可能である。

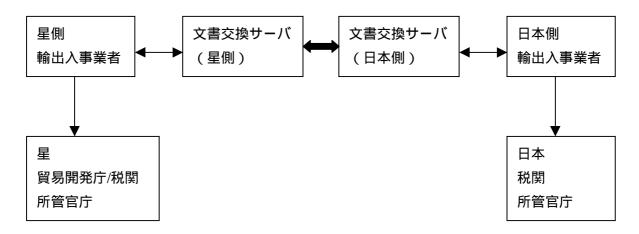
- (iv)電子文書の経路と変更履歴を監視し追跡するシステム²⁰
- ()上記の手続・保護が十分に適合し、効率的に機能するような監査システム
- d.政府機関、文書交換サーバ・サービスの提供者及び利用者に課せられた 義務と責任を管理すると同時に、文書交換サーバとその内容について適切 な法的地位を提供する枠組を創設する。共同検討会合は法的関係に関する 3つの柱を創る必要性について合意した。
 - ()利用者と文書交換サーバ・サービス提供者との間の拘束力のある法的関係
 - ()日本とシンガポールの文書交換サーバ・サービス提供者間での拘束力 のある法的関係
 - ()電子署名や電子文書を有効な文書と承認することなどの、電子商取引 の一般的領域を対象とする国内法制あるいは国際法規・慣行の遵守
- e.電子認証及び電子署名の相互認証を推進する。両国政府にとっての一つの可能性として、両国の認証機関による相互認証を認めるような公開鍵基盤(PKI)の相互運用取決めを締結することによってこれを推進することが挙げられる。
- f.ETDES内の情報が利用者への付加価値サービスとしてコンパイルされるような機能を備える可能性について模索する。
- g. 利用者が電子船荷証券を伝達するための商業的要件について吟味する。

双方は、上記の領域が一度実施されれば、ETDESはいつでも関連の民間企業による運用に移行できることを確信している。

.

²⁰ これは文書の発信元と送付先を示すもの。

提案されている日本とシンガポール間のETDESの代表的枠組み



(付属書2)

金融サービスのためのありうる二国間協力イニシアティブ

規制監督における協力

- 1.国際化及び金融取引の代替手段としてのインターネットの出現は、司法権及び投資家保護に関する伝統的な規制概念に挑戦している。さらに、監督者は、健全政策の実施と正当な市場革新を抑制しない環境の維持という両者の需要を満たしていかなければならない。各国の監督当局の間でより親密に規制監督における協力を行うことは、これらの新たな挑戦に監督者が対処していく際の手助けとなる。これは、それぞれの規制制度について相互理解を深めるためにも役立つ。また、監督者同士が多様な分野において共に仕事をすることが可能となる。例えば、システミック・リスクの最小化及び危機発生時の被害拡散の制限化を念頭に置いたグローバルな金融機関に対する監督などがあげられる。規制監督における協力のもうひとつの重要な利点としては、両国の居住者が互いの国とのインターネット金融取引に関してより信頼関係を持つことができることである。
- 2. 共同検討会合は、市場動向や規制に関して互いの経験を分かち合い意見交換を行う場として、定期的に二国間会合をもつことに意義があるという点で合意した。また、より緊密な関係を促進するための交換プログラムについても検討された。インターネット上の金融サービス取引により生じる監督上の問題に関しては、定期的二国間会合における検討課題として以下のような点が挙げられる:
 - a. それぞれの国の管轄下に物理的に存在しない金融サービス提供者に 関する既存の規制枠組みの見直し
 - b. インターネット上で運営する金融サービス提供者に対する運営基準 及び許認可要件の見直し
 - c. インターネット金融取引の安全性の強化
 - d. 投資家教育及び透明性の促進のためのインターネットの活用
 - e. インターネット上で運営する金融サービス提供者に対する監督及び インターネット金融取引の監視における協調
- 3. 共同検討会合はまた、様々な規制当局が協力文書(MOU)作成に向けて イニシアチブを取ることを支持した。これらの協力文書(MOU)は、相互支 援及び金融取引監督上必要な情報交換などといった点をカバーする規制監督に おける協力を公式なものとする。

資本市場発展における協力

- 4. 国際資本市場において、技術はより競争的な環境をもたらした。例えば、増大する投資家のグローバル指向は、主要なエクイティ及びデリバティブ取引における競争を激化した。これは資本市場における主な参加者の戦略的同盟へとつながり、その目的とするところは彼らの市場の厚み及び流動性を高めることであり、それにより自分たちの競争的立場を保護している。さらに、従来の取引所は、電子コミュニケーション・ネットワーク(ECN)や情報プロバイダーなどの新しい非伝統的参加者らとも競争しなければならない。アジア資本市場も同様の課題に直面しており、自分たちの競争的立場を高めなければならない。さもなくば自国/地域内の投資家をも失ってしまうリスクがある。
- 5. 共同検討会合は、両国の証券取引所が協力関係の強化で最近合意に達したことを歓迎しており、日本とシンガポールがそれぞれの資本市場の間でより緊密に協調するよう促進し、我々の市場が競争的で魅力的な立場を維持できるよう確保することを推奨する。両国の関連当局は、取引を行いやすい市場インフラ及び規制環境の整備を促進することにより、このような協力関係を高めていくよう共に働きかけていくことができる。これに関連して検討されたアイディアは以下の通り:

資本市場のリンケージ

- 6. 日本及びシンガポールの資本市場のリンケージにより、両市場の流動性を プールするのに役立つ。より大きな市場の結合により、新しく革新的な金融商 品を発展及び促進させていくための機会がより広がる。両国に上場している金 融商品のクロス取引が可能になれば、両国内及びこの地域内、そして国際的投 資家にとって新たな投資の機会を提供し得る。
- 7. 共同取引のリンケージの発展はまた、市場の効率性及び投資家に対する取引コストの軽減化を促す。これは、両市場において取引されている金融商品を、金融機関及び投資家が直接取引できることになり、クロスボーダー取引のコストを下げることになる。ひいてはクロスボーダー取引の増大を促進し、両市場における流動性を高めることとなる。

市場インフラの改良

8. 国際的に競争力のあるより幅広く厚みのある資本市場の発展を支援するた

めには、その市場のインフラが効率的かつ信頼できるものであることを確保する必要がある。政府による主導が可能でありそれが望ましい場合は、日本及びシンガポールは協力して市場インフラを改良できる。

- 9. 共同検討会合は、協力可能な分野として清算及び決済におけるクロスボーダー・リンケージについて議論した。この分野において2国間で協力し合うことは、両国に利益をもたらすのみならず、地域及び世界の市場の総体的安全性及び安定性にも寄与するであろう。
- 10. 討論においては3つのタイプのリンケージが検討された。まず一つ目は、証券の清算:両国の中央証券預託機関のリンケージにより投資家が既存の機関を通じてクロスボーダー取引の決済を行うことができる。2つ目はハイバリュー・インターバンク・ファンド・トランスファーの清算:日本及びシンガポールの即時決済(RTGS)システムの連係により、外国為替の決済リスクの最小化を助長する。3つ目、クロスボーダーの小口決済の清算に関して、アジア地域清算メカニズム、または日本とシンガポールの自動清算機関をリンケージさせることにより、域内ペイメント・フローの迅速化及びコスト削減を促進する。
- 11. その他の協力可能な分野として議論に上ったものとしては、小口決済商品の分野(例えば、双方の国において利用できる多目的記憶搭載バリューカードの開発など)や、支払過程において小切手の電子媒体による切り方(小切手の電子化)などといった既存の小切手決済の仕組みの拡充などがあげられる。

債券市場の発展

- 12. 競争力のある資本市場の開発の一部として、アジアにおける厚み及び流動性のある債券市場の開発がある。これは、アジア経済に必要とされるより長期的な資金調達のための国内貯蓄を誘導し、短期銀行貸出への依存を軽減する。また、地理上の幅広い地域にわたってより広範なリスクの多様化を追求する国際投資家に対して新たな代替投資先を提供する。より良いリスク・リターン・ミックスを求めるグローバル・ファンド・マネージャーはアジアの債券市場に転換するかもしれない。
- 13. 共同検討会合は、日本とシンガポールが協力して発行者と投資家を一つに集めることが重要であると考える。共同検討会合により持ちかけられたそのような協力体制の案としては、国際的な発行者及び投資家に対してアジアが大

きな債券市場の一つであるという認識を高めるために、両国の市場参加者がジョイント・プロモーションやロード・ショーなどを開催する、というものがあった。また、清算及び決済システムを含む市場インフラの改良によって、クロスボーダー債券取引の促進においても、両国間の協力が生きてくるであろう。

共同投資の協力

14. アジア通貨危機により、銀行借入に過度に依存しているアジアの企業部門の構造的な脆さが露呈された。企業部門が着実に持続的な回復を図るためにはエクイティファイナンスが必要となるが、域内では依然として不足している。共同検討会合は、アジア地域におけるエクイティ投資を促進及び補完する上での日本とシンガポールの協力の重要性について探究した。両国政府は、他の戦略的ビジネスパートナーとともに行われる関係機関間のエクイティファイナンスを通じた域内の共同投資を検討しうる。

15. 共同検討会合は、日本とシンガポールの適当な関係機関間の共同投資協力について更に検討することを提言した²¹。

通貨及び金融の安定と円の国際化の促進

16. 共同検討会合は、日本とシンガポールが地域的及び国際的金融の安定に協力して貢献することが重要と考える。

17. この観点から、共同検討会合は、円の役割強化を歓迎し、二国間金融協力として提案されている分野のうち、いくつかの分野が円の国際化を推進しうると留意した。共同検討会合は、以上の目的のため、及び日・シンガポール間の貿易・投資促進のため、これら提案に関する更なる検討を行うことを提言した。

_

²¹ 日本側のある民間部門メンバーは本投資構想に関する個人的なアイデアを提案した(別添を参照)。

(別添)

日本・シンガポール間における共同投資構想について

篠原 興

(構想の背景)

- 1.アジア通貨危機により、アジア経済は98年に多くの国において経済成長率が大幅なマイナスとなる等、深刻な打撃を受けた。しかし、その後99年に入り、各国の回復のスピードにバラツキはあるが、すべての国で実質経済成長率がプラスに転じている。このような経済回復をもたらした要因として、輸出の拡大、適切な財政・金融政策の実施、金融・企業セクター改革の進展等が挙げられる。
- 2. アジア各国は金融システム安定に向け、不良債権処理機関や法制度の整備とともに、金融機関の資本増強や再編の推進、再建不能な銀行の閉鎖や国有化などの措置を進めてきている。その結果、不良債権の増加傾向は総じて止まり、多くの国で減少に転じているものの、多くの国において、金融機関の貸出残高は依然として減少が続いており、生産回復を妨げる一因となっている。金融機関の資金仲介機能を回復させることこそ、アジア経済を安定的な成長軌道に復帰させるために不可欠な課題となっているが、依然として解決すべき課題が多く、ひいては実体経済の本格的な回復の障害となる恐れがある。
- 3.また、民間企業債務のリストラを促進するため、アジア各国において、企業債務再編のフレームワークが整備されているが、問題の根本的解決に向けては、会計制度の整備等による企業財務の透明性の確保、破産法等の実効性の確保、主たる債権者たる銀行の体力強化等が必要である。
- 4. さらに、アジア諸国の金融システムの特徴として、間接金融のウェイトが 非常に高いことが挙げられるが、今回の通貨危機で明らかになったとおり、 間接金融に偏重した金融システムは通貨危機に陥った際に脆弱であるとい う問題を抱えている。アジアにおいては、各国の基盤技術を担う裾野産業 を育成するための資金供給については、今後とも間接金融が重要な役割を 担うことに変わりはないと思われるが、危機に陥った際の影響を最小限に 食い止めるためにも、資金供給チャネルの多様化が望ましい。

(基本的な考え方)

5. アジア経済の本格的な回復を実現するためには、現在各国で進められている政府主体の経済改革努力とともに、民間部門の回復が不可欠。とりわけ、

各国の経済成長を支える基礎的な産業を活性化することは、将来の安定的な経済成長を確保するための足掛かりとなるもの。また、IT技術やバイオテクノロジーといった先端技術の活用による新規産業の育成は、アジア諸国の経済の高度化を進めていく上でも必要。アジア経済が市場経済の下で競争力を確保していくためには、このような民間部門の活性化に向けた環境の整備に取り組むべき。

- 6.このような観点から、アジア各国に対して資金供給が可能な日本とシンガポールが、協力してアジアの民間企業の活性化を率先して支援することは極めて有意義であると考えられる。各国における金融セクター改革の状況に鑑みれば、資金を必要とする民間企業に対してエクィティ・ファイナンスの形で直接資金を提供するスキームを両国の協力の下で新たに設けることが必要である。また、将来的には、このイニシアチブがコアとなって域内の資金をモビライズできるようなものを目指すべきである。
- 7. なお、民間企業に対して公的な資金提供を行う場合には、実質的に補助金にあたり市場を歪めるものとなりかねないとの考え方があることに留意し、このような資金提供を行う民間企業の選択に際しては、商業ベースで収益性があり採算の取れるものであることを原則とする必要がある。また、現在進められている企業リストラに悪影響を及ぼさぬよう、企業財務の体質改善や透明性の確保といったグッド・ガバナンスが確立している企業を対象とするものとする。

(共同投資の具体的なあり方)

- 8.以上のようなアジア経済の現状と共同投資についての基本的な考え方に基づき、日本・シンガポール間における共同投資の具体的なあり方として、 別紙のようなアイディアが考えられる。
- 9.今回の勉強会における議論を出発点として、今後両国の政府・民間の関係者間で共同投資の実現に向けて議論がさらに深まることを期待する。

(目的)

- 10.日本・シンガポールを中心とした域内の政府機関が協力して、アジア域内の民間部門の活性化に必要とされる民間エクイティー資金の動員を図る。
- 11. プライベート・エクイティー投資の促進により、域内におけるエクイティー資金供給チャネル多様化を実現し、発展途上にある直接金融市場の補完を図る。
- 12.域内各国の政府・政府機関等とも協力し、プライベート・エクイティー投資促進のための環境整備、企業ガバナンスの改善、金融・投資技術力の向

上等に貢献する。

- 13. 同時に、民活インフラ、企業リストラ、IT等の先端技術、環境等の政策 的に重要な投資分野における技術協力・知的支援の体制整備にも貢献する。
- 14.これらの政策的に重要な投資分野において、内外の民間投資家に対して商業性の高い域内の優良投資案件への投資機会を提供する。
- 15.今後、拡大が予想されるアジアの年金資金に対しても多様化した優良な投資機会を提供する。

(共同投資の枠組み)

- 16. 多様な投資分野・案件への柔軟な対応を可能とするために、共同投資構想の包括的な枠組みの下で、個別の投資分野・案件の適性に合った複数の共同投資プロジェクトを実施する。
- 17. 共同投資プロジェクトは、包括的枠組みの政策目的に合致した投資分野・ 案件を対象に実施されるが、個々のプロジェクトの組成、投資判断は投資 を実施する政府機関の責任のもとで行う。
- 18. 共同投資プロジェクトにおける政府機関の役割は、あくまでも民間投資の補完・奨励とし、(政府を含む)当事者間の調整、ポリティカル・リスク抑制、技術協力・知的支援との連携等の触媒的な機能の発揮を目的とする。
- 19.本構想は、日本、シンガポールを中心に構築するが、他の域内各国に対しても広く門戸を開放し、共同投資プロジェクトへの参加・協力を呼びかける。
- 20. 具体的な協力策としては、日・シにとっての政策的重要性、実施政府機関のエキスパティーズ、アジアの地域ニーズの観点から投資対象分野を選定し、各分野別に特化した複数のエクイティー・ファンドの設立を検討する。
- 21.この他にも、域内債券市場活性化のための保証ファンドの設立、また両国 経済にとり戦略的に重要な投資案件に対する共同直接投資の実施等の可能 性についても検討する。

(投資対象分野)

- 22.日本・シンガポール両国にとって政策的重要性の高いアジア域内の優良投資案件を対象とする。
- 23.投資案件の選定に当たっては、民間投資の動員を可能とする十分なリターンが見込まれる収益性のある投資案件のみを対象とする。
- 24.(a)(関係政府を含む)当事者間の調整、(b)潜在性のある優良投資案件の発掘、(c)技術協力・知的支援を含む他の公的支援との連携、(d)ポリティカル・リスクの抑制、(e)投資家の啓蒙等の観点から政府機関による投資が必要と

される対象分野に限定する。

- 25. 具体的な投資対象分野として想定されるのは、例えば以下の分野。
 - (a)域内のインフラ整備に資する電力、通信、運輸、水道等の民活インフラ案件、国営企業・公益事業体等の民営化案件
 - (b)域内のエネルギー安定供給等に資する資源開発案件、関連インフラ案 件
 - (c)産業政策上重要でかつ将来性を有する企業(含む中小企業)のリストラ 支援
 - (d) I T技術、バイオテクノロジー等の先端技術商業化のためのベンチャー事業
 - (e)域内の環境改善に資する商業性の高いエネルギー効率化案件、環境改善 案件

(エクイティー・ファンドの基本原則)

- 26. 官(日・シの政府機関等) 民(内外の機関投資家、年金基金、アジア企業等)が協力して資金拠出してファンドを設立するが、官の出資割合は触媒的な機能から必要な範囲に留める。
- 27.日・シのみならず可能な限り他の域内各国の政府・政府機関の参加を仰ぐ。
- 28.対象案件の発掘、評価・審査、運営等を担当するファンド・マネージャー やアドバイザーには、対象分野に高い専門性を有し、国際的にも一流な外 部プロフェッショナルを活用し、あくまでも商業ベースでの投資を行う。
- 29.政策目的との整合性、リスクの極小化を図るために、ファンド・マネージャーは対象分野、国、プロジェクトに関する運用制限を定めた投資ガイドラインに基づき投資を行う。
- 30.ファンドは、投資活動に加えて、投資環境の整備、対象案件のコーポレート・ガバナンスの向上等に関するアドバイスの提供、参加投資家に対する最新の金融・投資技術の還元に努める。
- 31.ファンドに出資参加する政府機関は、ファンドの日常的な運営には関与しないが、ファンドの基本的運営方針の策定、投資環境整備等に関する相手国政府との折衝、優良投資案件のディール・フロー提供等の観点からファンドの活動を支援する。
- 32.また同様に、出資参加する政府機関は、投資分野への技術協力・知的支援の体制整備に協力することにより、ファンドの活動を側面支援する。

日本・シンガポール経済連携協定

第3章

第3章 日本・シンガポール新時代経済連携協定の利益

1.前章において日本・シンガポール新時代経済連携協定の対象とすべき範囲を記述し、各々のイニシアティブから得られる利益について詳述した。本章は、日本・シンガポール新時代経済連携協定をより幅広く戦略的及び経済的な観点から考察したところを要約したものである。

既存の関係の強化

- 2.日本とシンガポールは相互に強い経済的つながりがある。
- a.1999年において日本は、シンガポールにとって第3位の貿易相手国であり、 シンガポールは日本にとって第9位の貿易相手国であった。事実、1980年代 以降、シンガポールにとり日本は上位3位の貿易相手国で有り続けた。
- b.シンガポールは東南アジア市場に参入する日本企業にとっての拠点となっている。今日まで、日本の対シンガポール投資は累計で、200億シンガポール・ドルを超えている。シンガポールには、また、1,500社以上の日本企業と26,000人以上の日本人が活動している。
- c.両国はWTOやAPECといった主要な経済機関やフォーラムに積極的に参加している。特に、両国は多角的貿易交渉の新ラウンドの立上げに向けて、ともに活動してきている。

表 1: シンガポールの対外貿易1

	1999 年(1000 シンガポールドル)				
	輸出		輸入		
1	アメリカ	37,214,764	アメリカ	32,044,195	
2	マレイシア	32,163,680	日本	31,324,732	
3	香港	14,915,223	マレイシア	29,282,994	
4	日本	14,420,742	中国	9,648,869	
5	台湾	9,477,271	タイ	8,889,445	
6	タイ	8,535,940	台湾	7,540,243	
7	イギリス	7,246,824	韓国	7,063,446	
8	中国	6,642,732	ドイツ	6,111,381	
9	オランダ	6,536,492	サウジアラビア	5,535,732	
10	韓国	6,027,265	香港	5,400,235	
11	ドイツ	5,521,675	フィリピン	4,974,135	
12	オーストラリア	5,373,351	イギリス	4,622,975	
13	フィリピン	4,795,026	フランス	4,397,251	
14	インド	4,243,316	スイス	2,892,854	
15	フランス	3,708,806	オーストラリア	2,464,018	

¹ 出所:シンガポール公式統計

表 2: 日本の対外貿易2

	1999 年 (100 万円)						
	L 輸出	1000 + (10	輸入				
1	アメリカ	14,605,315	アメリカ	7,639,510			
2	台湾	3,276,252	中国	4,875,385			
3	中国	2,657,428	韓国	1,824,286			
4	韓国	2,606,234	オーストラリア	1,456,995			
5	香港	2,507,213	台湾	1,455,915			
6	ドイツ	2,121,636	インドネシア	1,429,002			
7	シンガポール	1,854,167	ドイツ	1,307,034			
8	イギリス	1,616,321	マレイシア	1,241,390			
9	オランダ	1,367,273	タイ	1,008,226			
10	タイ	1,284,801	アラブ首長国連邦	1,001,012			
11	マレイシア	1,264,899	サウジアラビア	944,329			
12	フィリピン	996,864	カナダ	900,255			
13	オーストリア	961,664	フランス	699,010			
14	フランス	775,761	イギリス	674,111			
15	パナマ	775,249	シンガポール	618,188			

表 3: 日本の対外・対内直接投資³

	直接投資残高 (100 万米ドル)					
	対外 (1998 年末)			対内(1998 年末)		
1	アメリカ	111,109	1	アメリカ	14,653	
2	イギリス	24,801	2	ドイツ	2,023	
3	中国	17,912	3	スイス	1,553	
4	インドネシア	11,543	4	オランダ	1,385	
5	シンガポール	9,495	5	イギリス	1,367	
6	オランダ	9,283	6	台湾	1,246	
7	香港	9,212	7	香港	854	
8	オーストラリア	5,299	8	カナダ	668	
9	タイ	4,711	9	フランス	338	
10	ブラジル	5,299	10	スウェーデン	309	
11	ドイツ	4,711	11	シンガポール	229	
12	マレイシア	4,438	12	オーストラリア	178	

3 出所: JETRO:「ジェトロ投資白書2000」

² 出所:日本公式統計

- 3.両国はまた、政治指導者や政府関係者の定期的な相互訪問を行っており、 強固な政治的関係を築いている。アジア経済危機において、日本とシンガポールは、この地域の経済的安定を回復すべく緊密に協力し、この危機を通して両 国関係は一層強化された。両国は、危機の影響を被った国々に対し、共同して 金融面での支援その他の支援を差し伸べるべく、積極的に諸方策を模索した。
- 4.アジアの金融危機以降、両国の政治指導者や政府関係者の間の協議は、相当に頻繁になってきており、この勢いは今日も続いている。この地域を訪れる日本の関係者は、シンガポールを訪問日程に入れ、この地域の発展についてシンガポールの指導者と意見交換することを重視するようになってきている。
- 5.日本・シンガポール新時代経済連携協定は、両国の緊密な協力関係を一層強固なものとするであろう。これは、両国の二国間関係の自然な発展である。

新たな機会の創造

- 6.しかしながら、日本・シンガポール新時代経済連携協定は、日本とシンガポールの既存の協力関係を単に前進させるだけではなく、本報告書の前の章で考察されているとおり、相互に有益で、かつ、両国に新たな機会を創り出す経済の自由化、円滑化及び協力の分野を新たに模索するものである。日本とシンガポールの市場統合と新たな成長分野における協力は、より大きな市場を創り出すだけでなく、新たな市場も創出するであろう。そしてこれは次に、日本とシンガポールの消費者に、より広い選択の幅を与えることになろう。それはまた両国の規制改革を制度化し、将来に向かって両国を、資本にとっても才能ある人々にとっても魅力的な国とし続けることができる。
- 7.特に、日本とシンガポールはアジアの中でより発展した経済主体であり、ほぼ同様の経済発展段階にあることから(表4及び表5)、日本・シンガポール新時代経済連携協定により両国は、情報・通信技術(ICT)、インターネット及び電子商取引の急速な発達から得られる新たな機会を容易にとらえることができるようになるであろう。この協定は、両国がこれらの分野においてアジアの中で指導的役割を発揮することを可能にするであろう。

表 4: 1998年の上位エコノミーの一人当たり GNP (1998年、 米ドル) 4

1	ルクセンブルグ	45,100	11	スウェーデン	25,580
2	スイス	39,980	12	ベルギー	25,380
3	ノルウェイ	34,310	13	オランダ	24,780
4	デンマーク	33,040	14	フィンランド	24,280
5	日本	32,350	15	フランス	24,210
6	シンガポール	30,170	16	香港	23,660
7	アメリカ	29,240	17	イギリス	21,410
8	アイスランド	27,830	18	オーストラリア	20,640
9	オーストリア	26,830	19	イタリア	20,090
10	ドイツ	26,570	20	カナダ	19,170

(出所) 世界銀行: "World Bank Atlas 2000"

表 5: 科学・技術に関する指標

労働者 1 万人中の研究 者、科学者、技術者数 ⁵				
日本	111.1			
台湾	87.2			
シンガポール	65.5			
韓国	62.3			
マレイシア	10.2			
フィリピン	3.8			
インドネシア	2.8			
タイ	2.1			

R&D への粗支出					
(GDP比) ⁶					
日本	3.1				
韓国	2.6				
台湾	2.0				
シンガポール	1.8				
マレイシア	0.2				
タイ	0.2				
インドネシア	0.2				
フィリピン	0.1				

インターネットへの接続				
(ホスト数/10	00人)7			
シンガポール	22.19			
台湾	20.04			
日本	16.65			
· 韓国	6.03			
マレイシア	2.80			
タイ	0.49			
フィリピン	0.23			
インドネシア	0.18			

- 8. 共同検討会合はまた、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での二国間の経済統合は事業経費を削減し、競争を促進し、そして経済の効率性と消費者の福利を改善するであろうことを認識した。このことは両国市場の魅力と活力を高め、更に大きな投資を招致することになるであろう。またこのことは、両国間の貿易だけではなく、この地域の、そして世界の貿易の拡大にもつながるであろう。
- 9. 広く言えば、日本・シンガポール新時代経済連携協定は、()自由化、()

⁴ 出所:世界銀行:「World Bank Atlas 2000」

⁵ 公式統計

⁶ 公式統計

⁷ 出所: 「世界競争力レポート 2000」

円滑化、及び()協力を通して、これらの新たな機会を創り出すことを追求するものである。

自由化

- 10.日本とシンガポールは既に低い関税体系を維持していることに鑑み、関税分野の自由化を通じて得られる物品貿易の拡大は、NAFTAを含む他の自由貿易協定と同様、控え目なものとなろう。
- 11.しかし、日本・シンガポール新時代経済連携協定は、関税の自由化を越えたものとなろう。その対象範囲は、不必要な貿易障壁の低下、物品、サービス、投資、情報及び人のより自由な移動を含む、より広範囲のものとなろう。これらの利益は、マクロ経済モデル分析による定量化は困難であるが、その利益は相当に大きく、両国の経済的な利益を大きく増進させるであろう。
- 12.特に広範囲の重要なサービス分野での二国間の自由化からは、かなりの貿易の拡大が期待し得る。サービスは日本経済及びシンガポール経済にとって、 死活的に重要な要素となっている。人の移動、また実務サービスの自由化は、 両国間の貿易拡大に著しく貢献するであろう。
- 13.投資も、日本・シンガポール新時代経済連携協定が扱うべき重要な分野である。両国は既に開放的で、自由な投資体制を有しているが、日本とシンガポールの政府及び投資家の権利及び義務を規定する法的枠組みを構築することは、投資環境を更に一層改善するであろう。

円滑化

- 14.日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で、両国がルール、基準、手続及びビジネス慣行の調和及び融合をはかることは、民間部門に一層の利便性と予測可能性を与えるであろう。これらは、二国間の貿易及び投資を大いに容易なものとするであろう。特に、日本・シンガポール新時代経済連携協定は、多角的貿易体制の現下の進展に先駆けて、電子商取引、税関手続き、製品の試験及び証明、商業上の紛争処理、並びに競争政策に関する規則及び手続の調和に向けて、WTOを越えるモデルを作る努力をするであろう。
- 15.電子商取引は、両国経済のますます重要かつ枢要な部分となっている。電子商取引の進展及び活用から得られる利益は、両国経済の隅々にまで行き渡るものと考えられる。個人情報の保護、電子署名や電子契約の利用、コンピュー

ター犯罪の取締まり等々に関する共通ルールを発展させることは、市場機能の改善に資するばかりか、新ビジネスの発展をも容易にするであろう。これはまた、日本及びシンガポールの経済成長を強化し、技術革新を円滑にするであろう。更に、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で電子商取引の基準を二国間で調和させることは、この地域に新たな地域的・世界的基準を創出する上で前進となろう。

- 16.日本及びシンガポールの税関の手続と輸入業者・輸出業者間の貿易書類の 移送の分野に電子的システムを導入することは、輸出入手続きの処理をより迅 速にし、ビジネスコストの実質的な削減につながるであろう。
- 17.相互承認に関する合意を策定することは、日本・シンガポール間の二国間 貿易を円滑にするであろう。第一に、試験及び認証手続の重複を取り除き、製品が市場に至るのに必要な時間を短縮するであろう。第二に、製品基準の調和 につながり、その結果工業生産の効率を高めるであろう。そしてこれら全ては、ビジネス・コストの削減と消費者利益の増進をもたらすであろう。
- 18.代替的な紛争解決メカニズムの設立は、ビジネス関係者がより効率的に、かつ、より良い費用対効果で紛争を解決することを可能とするであろう。
- 19.また競争政策の枠組みは、ビジネス環境に透明性と明晰性を加えることになり、更に両国間の貿易に悪影響を与えるおそれのある反競争的な慣行への対処に役立つであろう。
- 20.以上は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下で、日本とシンガポールの民間部門に大きな利益をもたらし得る貿易・投資の円滑化イニシアティブの中のいくつかの事例である。

協力

- 21.共同検討会合は、日本・シンガポール新時代経済連携協定の中に多様な分野における協力のイニシアティブを含めたいと考える。それらは、金融サービス、情報・通信技術(ICT) 科学技術、人材養成、メディア・放送、中小企業の育成、観光、郵便サービス及び運輸といった分野である。
- 22. 提案されている日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での金融セクターの協力イニシアティブは、日本とシンガポールの金融市場の魅力を高め、

産業界に資金調達のためのより幅広い選択肢を提示するものとなろう。投資家は改善された投資環境を享受するであろう。日本・シンガポール新時代経済連携協定は、エマージングマーケットの発達がもたらす新たな課題に対処し、両国における市場インフラを改善するとの観点から、規制分野での協力強化のための有用な枠組みを提供するであろう。東京とシンガポールはこの地域の二大金融センターであることから、これら二つの金融市場間の強い連携関係は、公正で透明なルールに基づくよどみのない、健全な、かつ、信頼のできる金融市場の構築に寄与するであろう。

23.金融市場と金融機関は信用がなければ発展し得ない。日本・シンガポール新時代経済連携協定の中の金融サービス貿易の自由化は、規制分野の協力と相まって、そうした信用を創り出す一助となる。アジア金融危機は、ひとたび信用が失われれば国際的な資金の流れはたちどころに逆流するということを証明して見せた。両国の金融システムの強化は、提案されている日本・シンガポール新時代経済連携協定から得られる最大の利益の一つとなろう。金融分野の協力提案は、地域の市場及び世界の市場における円の利用を拡大することにもなろう。

24.情報・通信サービスの分野については、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での協力イニシアティブは、通信インフラの安全性を高め、法制度面から電子商取引の確実性を高め、情報・通信分野の競争をきちんと管理し、電子政府の発達を促進する上で役立つものとなろう。まさに、これら様々の協力イニシアティブは他国にとってモデルとなり、この地域の電子商取引の発達を促進するものとなろう。

25.日本・シンガポール新時代経済連携協定の下での科学技術に関するイニシアティブは、既に日本・シンガポール間で進められている協力に加えるべきものとして歓迎される。知的所有権の使用を保護・促進し、この地域の企業立上げの分野を特定し、これに投資し、また生命科学分野の研究を進めるための強固な枠組作りに共に努力することが出来れば、日本とシンガポールは、より効果的に新たな革新を生かすことができるようになるであろう。

26.日本とシンガポールの産業界には、経済面での協力において長い成功の歴史がある。日本・シンガポール新時代経済連携協定は、それぞれの相手国の市場やこの地域に活動を拡大することに熱心な企業間のパートナーシップ、特に日本とシンガポールの中小企業間及びベンチャー企業間のパートナーシップを

更に促進することとなろう。

27.日本・シンガポール新時代経済連携協定は、共同の第三国プログラム、ワーキング・ホリデー制度、及び教育機関間・実務者組織間・政府機関間の意見交換を通じ、両国の人材養成のみならず、この地域の国々の人材養成にも役立つであろう。

28.更に、日本とシンガポールの観光及び運輸産業は、この地域の新たな観光地を開発し、観光計画への国際的な投資を円滑化するという日本・シンガポール新時代経済連携協定の下でのイニシアティブから利益を得るだろう。

29.これらの自由化、円滑化及び協力のイニシアティブは、日本及びシンガポールの政府に対し、両国の競争力のない要素を改革すべく規律を課すであろうことに留意すべきである。それにより両国は、知識基盤経済に求められる能力を一層早く獲得することができるようになるであろう。

多角的貿易体制の強化

30.日本・シンガポール新時代経済連携協定は、特にサービス貿易及び非関税措置の分野において、多角的貿易体制の努力に強い補完的役割を果たすであろう。日本・シンガポール新時代経済連携協定は、日本及びシンガポールが現在のWTOでの進展を越える前進をし、特にWTOには未だルールが存在せず、又は既存のWTOルールには一層の改善の余地のある以下の分野において、モデルとなる概念的枠組み作りに向けての作業を両国が行うための基礎を提供する。

- a . 電子商取引
- b.サービス供給者の定義
- c . 非関税措置
- d.投資
- e . 相互承認
- f.アンチ・ダンピング
- g.協議及び紛争処理

東南アジアへの日本の関与の強化

31. 日本・シンガポール新時代経済連携協定は、両国間関係を前進させる直接的効果をもつのみならず、長期的に日本の東南アジアへの関与と連携を強固なものとし、それは日本とASEAN諸国との双方にとって利益をもたらすもの

となろう。

32.シンガポールはASEAN共同体の一員であり、多くの日本企業が東南アジアへの玄関としてシンガポールを活用している。シンガポールはまた、多くの日本企業のこの地域での活動にとり、中枢及び基地としての役割も果たしている。約5億人の人口を擁するASEANは、日本の製品とサービスの重要な市場であり続けるとともに、世界への販売のための製造基地でもあり続けよう。日本・シンガポール新時代経済連携協定により、日本はこの地域の中に早急に足場を固めることができ、急速に変化するアジアの経済環境の中で日本はこの地域の潜在的な可能性から裨益することができるようになろう。 同時に、この地域の物品・サービスの貿易の中枢としてのシンガポールの地位は強化されるであろう。

33.他の東南アジア諸国もこの地域における日本の関与の強化から恩恵を受けるであろう。日本はこれまでも、またこれからも、ASEAN諸国にとっての投資、資本及び技術の重要な供給国であり、また主な輸出市場でもあり続けよう。アジア金融危機の以前には、日本の投資はこの地域の豊かな経済発展に実に大きな貢献をした。危機が到来した際、日本は東南アジア諸国の回復を支援するため大規模な援助を行った。実際、日本の生産水準の回復とASEAN諸国から日本への輸出(主としてICT関連商品及び部品)との間には強い相関関係がみられる。また、ASEAN諸国における生産水準の回復と日本のASEAN諸国への資本財及びその部品の輸出との間にも同様に明確な相関関係が存在する(図1及び2参照)。こうした生産水準と域内貿易の回復は、お互いに強い牽引効果を及ぼしている。

34.この地域において競争が増す中で、日本の経済力は再びASEANの安定と自信の源となるであろう(表6~8参照)。

表 6 日本の対 A S E A N 5 か国への投資 (単位:百万米ドル)8

	1985	1980	1990	1995	1998
ASEAN5ヶ国	936	926	4,082	5,538	4,027
インドネシア	408	529	1,105	1,605	1,076
マレイシア	79	146	725	575	514
フィリピン	61	78	258	718	379
タイ	48	33	1,154	1,240	1,371
シンカ゛ホ゜ール	339	140	840	1,400	687

図 1: 我が国鉱工業生産とASEAN-5の工業原材料対日輸出の相関関係(%,前年同期比)

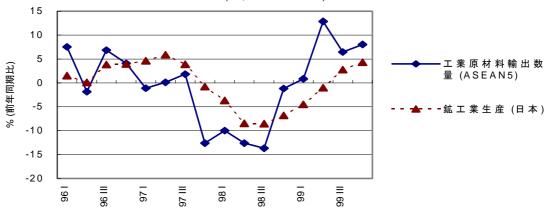
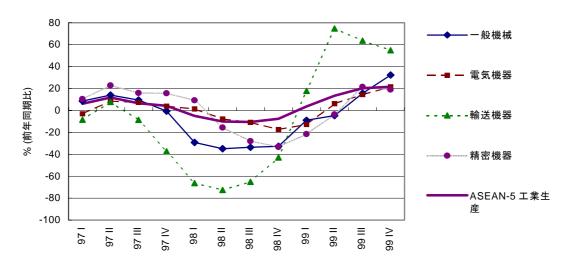


図 2: ASEAN-5の工業生産と我が国のASEAN-5への部品輸出との相関関係 (%, 前年同期比)



79

⁸ 出所:大蔵省財政金融研究所/Financial Statistics of Japan.

表 7 A S E A N 5 ヶ国の対日貿易 (A S E A N 5 ヶ国諸国の総貿易額の百分比)⁹

	1985	1990	1995	1997	1998	1999
ASEAN	21.4	21.4	19.6	17.2	14.7	16.9
5 ヶ国						
インドネシア	37.3	34.5	25.8	22.1	18.8	23.3
マレイシア	23.8	19.7	20.1	17.4	14.6	15.5
フィリピン	16.1	19.7	20.6	23.2	17.4	20.5
タイ	20.8	25.0	23.8	20.6	17.9	20.3
シンガポール	13.9	15.1	14.6	12.5	11.3	13.0

表8 日本の対ASEAN5ヶ国貿易 (日本の総貿易額の百分比)10

	1985	1990	1995	1997	1998	1999
ASEAN	6.7	10.9	16.5	14.5	12.5	14.1
5 ヶ国						
インドネシア	2.1	2.9	2.9	2.5	2.2	2.5
マレイシア	1.4	2.0	3.9	3.4	2.8	3.2
フィリピン	0.4	0.7	1.2	1.7	1.5	1.9
タイ	1.1	2.6	4.0	2.8	2.3	2.6
シンガポール	1.6	2.9	4.6	4.1	3.7	3.9

35.日本とシンガポールは共に、それぞれの方法で、ASEAN地域の政治・経済・社会の安定の増進のために既に活発に協力し貢献してきている。日本・シンガポール新時代経済連携協定は、こうした全般的な協力に勢いを与え、質的向上を実現であろう。

シンガポールの北東アジアとの関係の強化

36. 同様に、日本・シンガポール新時代経済連携協定は、シンガポールの北東アジア市場へのアクセスを向上させ、世界経済における結節点としての地位を強化する機会を与えよう。日本・シンガポール新時代経済連携協定は、シンガポールの北東アジア主要国との貿易及び投資の流れを大きく拡大することになるう(表9及び10参照)。

⁹ 出所:IMF等 ¹⁰ 出所:IMF等

表 9 シンガポールの対北東アジア貿易11

十億Sドル	1980	1985	1990	1995	1999
日本	12.5	14.6	30.5	50.4	45.7
韓国	1.6	5.3	5.3	12.2	13.1
中国	19.2	5.7	5.2	9.6	16.3

表10 シンガポールの対北東アジア市場投資12

百万Sドル	1995	1996	1997
日本	481.9	454.9	563.1
中国	3,718.1	6,414.1	10,476.9
韓国	147.1	258.7	210.7

地域経済統合の促進

37. 提案されている日本・シンガポール新時代経済連携協定は、特に新しい成長分野において、この地域の一層の市場統合を促進する触媒となろう。これはこの地域全体とこの地域内の国々の経済の強靱性及び安定性を強化することに寄与するであろう。

38.日本とシンガポールは共に、アジアに新たな方向性を与える重要な構成メンバーである。両国は、技術革新とグローバル化によりもたらされた構造変化に共に取り組んでいるアジアの他の国々の手本となる「新時代の」経済連携協定を進める絶好の立場に置かれているといえる。

¹¹ 出所:シンガポール貿易開発局

¹² 出所:シンガポール統計省

日本・シンガポール新時代経済連携協定

第4章

第4章 将来の展望

- 1.結論として、共同検討会合は、日本とシンガポールが長い年月に及ぶ実りある協力を通じて、緊密な戦略的かつ経済的な結びつきを発展させてきたことに留意した。これは、二国間の貿易投資分野の強固なつながりに反映され、そしてまた、多くの地政学的問題に対する両国共有の見解にも現れている。共同検討会合は、双方の利益のためにお互いの資源や能力を活用し合える両国関係を、非常に有益なパートナーシップであると認識した。例えば、日系企業はシンガポールを東南アジア市場へ進出するための拠点として、またこの地域での世界市場向けの生産を管理するための要所として大いに活用している。一方、シンガポールは日本の資本、技術及び専門的知識から大いに利益を得ている。
- 2.共同検討会合は、世界経済が、特にICTの分野での技術進歩とグローバル化により急速に変化していることに注目した。世界は、知識を基礎とし、価値創造を強調する経済発展に向けて、新たな段階に入りつつある。世界の貿易環境は地域経済統合への高まる潮流の中で再編成されてきた。また、アジア金融危機以来行われてきた改革の結果、より競争力のあるアジア諸国が再興し、東アジアの経済環境は変貌を遂げている。
- 3.過去に成長を促した仮説や能力は、もはや将来の成功のためには十分ではなくなっている。今後、競争力は人々の創造性に主に依拠し、同様の経済発展水準の諸国間での市場統合や優れた経済拠点間の協力により強化される。日本とシンガポールは、まさにそのような二国である。両国は今までの実績の上に立って、新たな千年紀に両国を成功に導く経済的・戦略的パートナーシップを構築することができる。
- 4.こうした考えの下に、共同検討会合は、日本とシンガポール間の経済連携協定こそ、台頭する知識基盤型経済の中で競争していく上で両国の相互利益になるものと確信する。より大きな市場は、日本とシンガポールの産業界に対しより大きな機会とより大きな規模の経済をもたらす。また両国内の規制改革を制度化し、両国を資本及び技能者にとって魅力的であり続けるようにすることができる。また日本の東南アジアへの経済的関与、シンガポールの北東アジアへの関与を強化することにもなろう。両国の強さと能力の相互補完性は、両国が競争力を高め、この地域及び世界に出現する多くの機会を成功裡に活用する

ために有用である。経済連携協定が両国に及ぼす圧力は、両国政府が自国経済 の競争力のない要素を改革するのを支援する。

- 5.経済連携協定は、他のエコノミーに対しよい実証例を示す効果があり、地域における更なる自由化の促進に触媒的効果を発揮する。革新的な概念的枠組みの実験台として、そして貿易を推進し円滑化するモデルとして、経済連携協定はまた多角的貿易体制の努力を強く補完するものである。
- 6.共同検討会合は、両国が知識基盤型経済の機会を活用し課題に対処するためどのように共働すべきかについて、多くの新しい革新的なアイデアを検討した。その中心は、貿易投資の自由化と円滑化を大きく進める提案である。これは、金融サービスや電気通信サービス、電子商取引、メディア・放送、人材養成及び中小企業の育成といった将来の高成長分野における協力のための前向きの多分野にわたるイニシアティブによって、補完され、補強される必要がある。全体として、共同検討会合は、日本及びシンガポールが本報告書の第2章に記述されている提案の実施から大きな利益を得られれるとの結論に達した。それらの具体的提案から得られる幅広い利益は、第3章に詳述されている。
- 7.よって共同検討会合は、本報告書に記載の諸提案を網羅し、両国間に大きな経済的連携のための枠組みを提供する新時代の経済連携協定を実現するため、両国が迅速に作業を行うことを進言する。共同検討会合はこのような経済連携協定は両国に、特に知識基盤型経済に必要とされる能力を強化するという点において、大きな利益をもたらすことを確信する。共同検討会合は、両国が相互補完的関係であることから経済的連携協定は比較的痛みなく実現することが可能であり、その締結を成功させる上での障害は最小であり、克服可能であると信じる。
- 8. 具体的に、共同検討会合は謹んで以下を強く進言する。
 - a. 日本及びシンガポールの両首脳は、2000年の10月又は11月の 適当な場所とタイミングにおいて、両国が両国間の経済連携協定締結のた めの正式な交渉に入るとの共同の声明を発出していただく。

b.経済連携協定の交渉は、2001年1月を目途に、なるべく早いタイミングで開始し、モメンタムを失わないために適切な短い期間内にその交渉を終了すべきである。

c. その交渉の範囲は伝統的な自由貿易協定の対象分野をはるかに越えることに鑑み、締結されるべき政府間協定は、今後、「日本とシンガポールとの新時代の連携のための経済協定」と称されるべきである。

(了)